

# おい “美味しい景観”

＝昭和村景観計画＝

“美味しい景観”とは、

昭和村の美しい景観は、高原野菜を栽培する農業により、守り・育てられています。

この美しい景観で採れた野菜等が、美味しくないとはいけません。

また、美味しい採れたての朝採り野菜等大地の恵みを食べ、村民が健康になります。

村民が健康になり、農業により守り育てられた美しい景観を『守り、創り、育む』ことを、

昭和村の“美味しい景観”づくりと称します。

平成 27 年 4 月

昭和村



## 目次

### 序章

- ▶ 計画策定の目的
- ▶ 景観とは
- ▶ 基本理念
- ▶ 景観計画の位置付け

第一章 景観計画区域の検討	1
1. 景観計画区域	1
2. 景観重点区域	2
第二章 良好な景観形成に関する方針	3
1. 景観形成の基本方針	3
2. 景観構造別の方針	5
第三章 良好な景観の形成のための行為の制限	22
1. 景観形成に向けた行政指導	22
2. 届出対象行為の設定	23
3. 景観構造別の行為の制限（景観形成基準）	24
第四章 景観重要建造物又は景観重要樹木指定の方針	28
1. 景観重要建造物指定の方針	28
2. 景観重要樹木指定の方針	29
第五章 良好な景観形成のために必要な事項	30
1. 景観農業振興地域整備計画の検討に関する事項	30
2. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	30
3. 景観重要公共施設指定の方針	31
第六章 計画の実現に向けて	32
1. 良好な景観形成に向けた取組の考え方	32
2. 良好な景観形成に向けた取組みのイメージ	33

### 参考資料





## 序章

### ➤ 計画策定の目的

昭和村では、魅力あふれる景観や風景を守り、次の世代に引き継ぐとともに、これらを生かした活力ある村を目指して、景観法に基づく景観計画を策定した。

昭和村景観計画は、昭和村の美しい魅力ある景観を保全・整備し、後世に継承するとともに、これらを生かした地域の活性化や交流の促進など、総合的なむらづくりを推進するために定めるものである。

### ➤ 景観とは

私たちが日ごろ目にしている建物やまち並み、道路、山や川、田や畑、木々の緑や人々の暮らしなど、まちの様子を「風景」や「景色」と呼んでいる。そこに見る人の思いが加わるとき、それは『景観』へと変わる。

景観は、目に見えるものだけでなく、その土地の歴史、文化、都市活動や日常生活から生じる雰囲気、さらには人間の五感を通して感じるもの全てを含む。

『景観』 = 『風景や景色など目に見える「眺め」そのもの（景）』

+ 『風景や景色を眺める人の印象や価値観（観）』

### ➤ 基本理念

赤城山から連なる河岸段丘の地形と段丘上に広がる広大な農地景観や、旧沼田街道沿道等に形成され、歴史を物語る養蚕民家等の建築物が残る特徴的な集落地景観、遠方に望む武尊山、赤城山、谷川岳、子持山や三国連山等の雄大な眺望景観、利根川や片品川等の水辺景観など、村に住む人々が形作ってきた個性的で魅力的な景観と豊かな自然景観を、村のみんなで守り、創り、育むことで更なる魅力を持った昭和村を継承する。



➤ 景観計画の位置付け

本景観計画は、総合計画における「【ベジタ Full ガーデン 昭和村】—やさいが元気、人にやさしいむらづくり—」という将来像を踏まえ、むらづくりの基本的な考え方である「転換期に元気なむらづくり」、「野菜を開拓するむらづくり」、「成熟時代の心豊かなむらづくり」、「自主・自立のむらづくり」を景観の観点から推進しようとするものである。

本景観計画は、村民・企業・行政等がその理念や方針を共有し、お互いの役割に基づいて連携を図りながら取り組む計画として位置づける。

また、本景観計画は、企画行政、産業行政、建設行政、保健福祉行政、教育行政など、幅広い分野にわたって関連する計画であり、これらの横断的な連携のもと、地域が主体性をもって取り組む計画と位置づけられる。

**【第4次昭和村総合計画の目標】**

**☆ベジタ Full ガーデン 昭和村☆  
—やさいが元気、人にやさしいむらづくり—**



**昭和村景観計画**

## 第一章 景観計画区域の検討

### 1. 景観計画区域

本村の景観で特に優れているのは、【遠景としての山並み眺望】、【中景としての赤城高原の農地景観】、【近景としての養蚕民家等の歴史ある集落景観】であると言える。

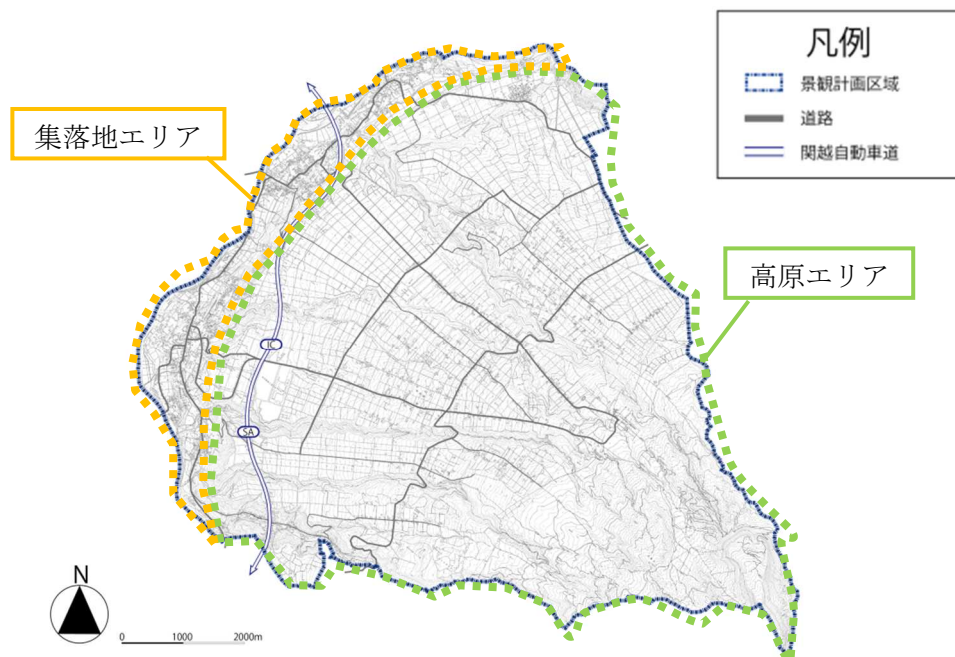
特に山並み・農地景観の維持・向上を検討するにあたっては、個別の地区における建築物等の規制・誘導を検討するよりも、「眺望として見ることのできる範囲で景観を遮蔽する建築物等の規制」を検討する必要がある。

そのため、本計画の対象となる景観計画区域を、本村全域とする。

また、本村の景観形成には、村の景観の特徴より「赤城高原において自然景観・農地景観等の眺望を良好なものとしていくこと」と、「集落地においては歴史的な風景の保全と良好な集落地景観の創出」の二つの観点が必要となる。

そのため、検討すべき景観の区分は、『赤城高原に広がる農地・森林等のエリア』（以下、高原エリア）と、その『麓に広がる集落地』（以下、集落地エリア）の二つのエリアに分けられる。

【景観計画区域位置図】



## 2. 景観重点区域

村として特に注力して景観形成をしていく必要があると認められた地区については、必要に応じて景観重点区域を設定し、重点的な景観形成を図る。

当面、本村においては、「眺望として見ることのできる範囲で景観を遮蔽する建築物等の規制」を行い、山並み・農地景観の維持・向上を図る必要があることから、まずは高原エリアについて、積極的な景観誘導を検討することが重要である。

## 第二章 良好な景観形成に関する方針

### 1. 景観形成の基本方針

#### (1) 良好な景観の形成

##### 1) 景観形成の目標

本村の地形・景観構造や景観上の課題等を踏まえ、景観形成の目標を以下のよう  
に設定する。

**歴史と文化を受け継ぐ集落景観と、  
壮大な高原景観を紡ぐ、日本で最も美しい景観づくり**

##### 2) 目標達成へ向けた3つの方針

景観形成の目標達成に向けた、景観形成の方針を以下のように設定する。

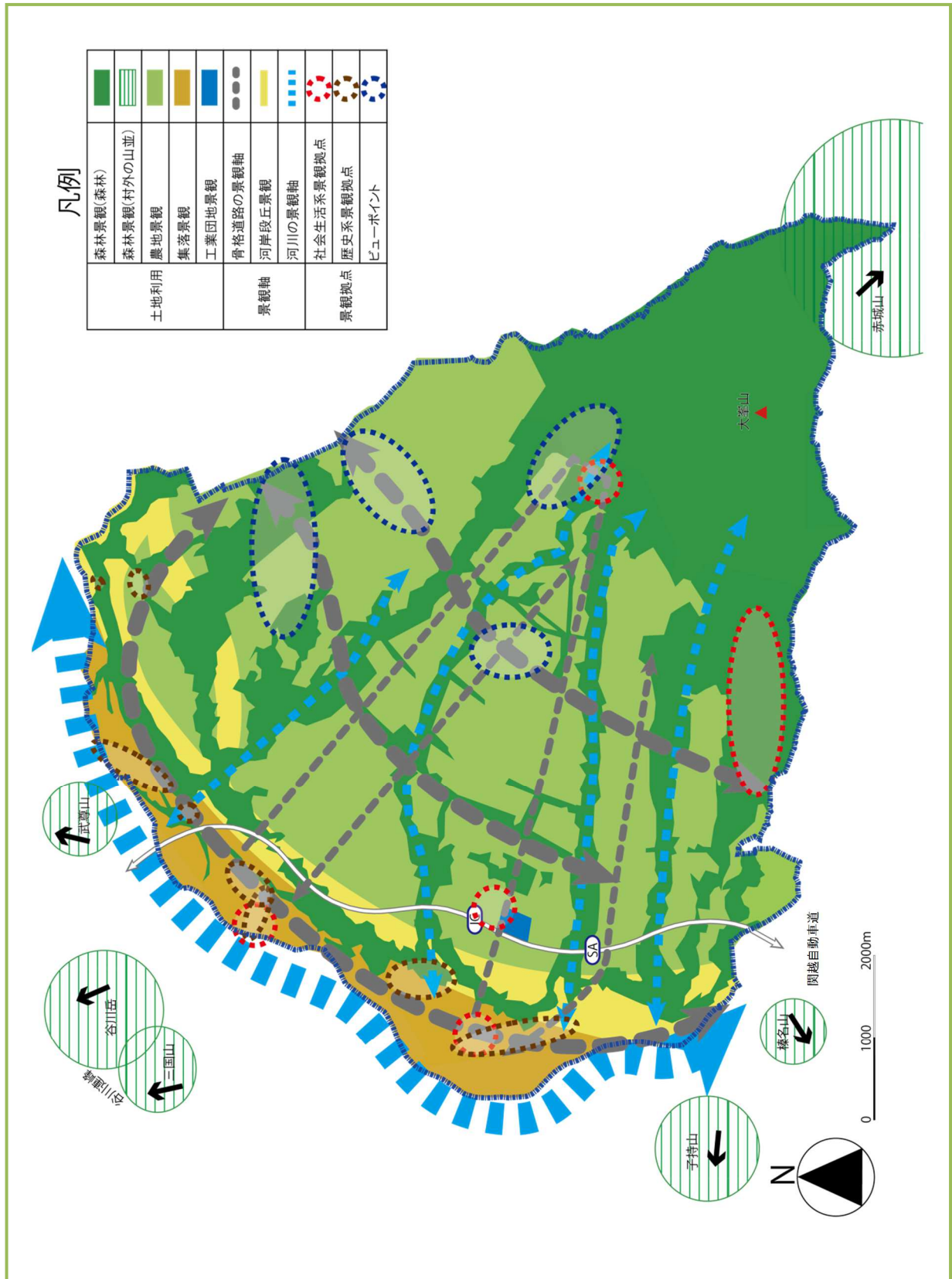
- 先代から受け継がれた歴史や文化を「守る」
- 次世代に向けた魅力ある景観を「創る」
- 昭和に暮らす村民と企業が「育む」

以上の方針を元に、本村の景観構造別に景観形成に向けた個別方針を検討する。  
景観構造は下表の分類で整理する。

区分	景観構造
面的要素⇒ <u>土地利用</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 森林景観</li> <li>➤ 農地景観</li> <li>➤ 集落景観</li> <li>➤ 工業団地景観</li> </ul>
線的要素⇒ <u>景観軸</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 骨格道路の景観軸</li> <li>➤ 河岸段丘景観</li> <li>➤ 河川の景観軸</li> </ul>
点的要素⇒ <u>景観拠点</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 社会生活系景観拠点</li> <li>➤ 歴史系景観拠点</li> <li>➤ ビューポイント</li> </ul>



(2) 構造別景観方針図



## 2. 景観構造別の方針

### (1) 土地利用

#### 1) 森林景観

##### ■現状

##### 【地形(村外の山並)】

本村は、赤城山をはじめ、周辺を北に谷川岳・三国山・武尊山・雨乞山、西に子持山・榛名山に囲まれ、特に開けた段丘からはほぼ周囲の全て山々が見渡せる地形条件にある。また、集落地からも、建築物等による遮蔽がない場所からも、山々が臨める地形となっている。一方で、斜面には高圧線と鉄塔の散在も見られる。



##### 【森林】

村の主な森林は赤城高原の南東部の赤城山方面と、高原を流れる沢に沿うようにして段丘の斜面緑地まで連なっている。高原上では、遠景の山々は見通せるが、沢に沿う森林によって、農地等の風景は段丘の斜面方向にのみ見通せる、特徴的な景観を形成している。



##### ■景観形成の方針

#### 建物等や不法投棄に関するルールを検討し、優れた森林景観を保全・創出する

- 優れた眺望景観を守る
  - ・ 眺望を阻害するような高さや奇抜な色の建築物等の建築等を規制する。  
(※参考イラスト：建物の高さ等への配慮)
  - ・ 山林等へ不法投棄などを防ぐ仕組みについて検討する。
- さらに優れた眺望景観を創る
  - ・ 眺望を阻害している建築物等について色の変更等の周辺景観への配慮を検討する。
  - ・ 視点場となる眺望を楽しめる空間の創出を目指す。
- 良好な森林を守る
  - ・ 開発行為を抑制、又は森林としての適正な利用を促進し、豊かな森林を保全する。
  - ・ 森林地等への不法投棄ゼロを目指す。
  - ・ 森林の適切な管理を促進する。

■景観形成のイメージ：建物の高さ等



**現況の農地風景**

- ・眺望点からは、視界を遮るものがなく遠くの山岳（三国山、谷川岳）まで見通せる心地よい景観



**周囲に配慮しない建物が建築された場合**

- ・高さのある建築物が沿道に立地すると、周辺の田園景観や眺望景観を阻害してしまう



**周囲に配慮した建物が建築された場合**

- ・建築物の高さをできる限り低く抑え、広がりのある田園景観や山並みへの眺望を阻害しないよう配慮することが大切
- ・電柱も彩度を落とした色彩で景観に配慮

参考イラスト：建物の高さへの配慮

## 2) 農地景観

### ■現状

赤城高原上のなだらかな丘陵地には、広大な畑地が広がり、「日本で最も美しい村連合」にも評価されている点となっている。特に、赤城高原の東部に広がる農地は、眺望を含め優れた景観を形成している。

一方で、自動車等の野積みや一部の耕作放棄地等による景観影響が挙げられる。



### ■景観形成の方針

#### 景観形成に向けたルールと村民の協力による、昭和村の顔となる壮大な農地景観の保全・創出・継承

- 優れた農地景観を守る
  - ・ 農地景観にそぐわない建築物等の建築等を規制する。  
(※参考イラスト：建物の色彩への配慮)
  - ・ 現在の作付状況の維持を促進する。
  - ・ 農地への不法投棄などを防ぐ仕組みについて検討する。
- さらに優れた農地景観を創る
  - ・ 農地景観にそぐわない建築物等や物品の撤去や生垣等による目隠し等の周辺景観への配慮を促進する。(※参考イラスト：植栽による遮蔽)
  - ・ 統一した畝づくりなどによる美しい農地の創出について検討する。
  - ・ 視点場として農地景観を楽しめる空間の創出を目指す。
- 優れた農地景観を育む
  - ・ 耕作放棄地ゼロを目指す。
  - ・ 今後も継続して良好な農地景観を維持していくため、景観形成と併せて各種景観づくり活動を促進していく。



■景観形成のイメージ：建物の色



**現況の農地風景**

- 山並み（子持山）を背景に自然の色合いは落ち着きがあり目にもやさしい



- 彩度の高い色彩の建物は田園景観に馴染まない



- 彩度を抑えた落ち着いた色彩を用いて田園景観と調和させる



- 参考：他都市例

参考イラスト：建物の色彩への配慮



■景観形成のイメージ：眺望を阻害する物品等の遮蔽



**現況の農地風景**

- ・遠景の山並みと一体となった豊かな自然景観



**遮蔽を行わない場合**

- ・自然景観の中にあって存在感の強い人工的な景観



**遮蔽を行う場合**

- ・前面側の植栽による景観への配慮

参考イラスト：植栽による遮蔽

### 3) 集落景観

#### ■現状

県道沿道や合併前の各集落を単位に集落が形成されており、新旧様々な住宅が地形に沿って立地している。比較的に広い敷地を持った住宅が多く、母屋以外にも倉庫等を持っている場合も多い。沿道以外は商業系の利用も少なく、ほとんどが住宅等で構成されている。



#### ■景観形成の方針

##### 集落地の趣を保全し、生活の場にふさわしい集落景観を創造・継承する

- 落ち着いた住宅地環境を守る
  - ・ 周囲にそぐわない建築物等の建築等を規制する。
  - ・ 屋外広告物等のデザイン等についてルール導入を検討する。
  - ・ 空家を出さない・増やさない取組みについて検討する。
- 美しい集落景観を創る
  - ・ 建替え時等に、集落や通りで建築物等へ統一したデザインの導入を検討するなど、集落地としてまとまりを持った景観形成の実施に向けたルールづくりを目指す。
  - ・ 店舗等についてはにぎわいを創出しながらも、落ち着いた色彩や周辺と調和したデザインの採用を促進する。
- 良好な集落景観を育む
  - ・ 清掃や植栽整備など集落景観に彩りを添える各種景観づくり活動を促進する。

#### 4) 工業団地景観

##### ■現状

周囲の農地とはまったく異なった景観を形成しているが、建築物等の色使いや高さには周囲の環境への配慮が見られる。

また、敷地内の緑化等、環境に配慮した取組を進めている。



##### ■景観形成の方針

###### 周囲と調和した工業団地景観の維持

- 周囲に配慮された工業団地景観を守る
  - ・ 企業と村との共存関係を維持し、周囲に広がる高原の景観等を阻害しない秩序ある工業団地景観の維持・保全を促進する。
  - ・ 施設更新時には継続して周囲の景観に配慮したしつらえとすることを促進する。

(2) 景観軸

1) 骨格道路の景観軸（赤城高原の道路）

■現状

赤城高原に広がる農地には、群馬県景観形成基本指針に位置付けられる利根沼田望郷ラインが通っており、沿道からは良好な農村風景を臨むことができる他、永井中野線（大規模農道）沿線の高原中央部付近は第4次総合計画でビューポイントに位置づけられている。また、赤城山まで続く上毛三山パノラマ街道、段丘の上下を結ぶ村内の主要道路については景観上重要な路線であるといえる。

一方で、自動車の野積みなども見受けられる。



■景観形成の方針

訪れた人に誇れる赤城高原の沿道景観の保全・創出

- 赤城高原の良好な沿道景観を守る
  - ・ 赤城高原に走る道路沿道からは、山々の良好な眺望や農地景観を見ることができると、道路や沿道の整備に際しては、周囲の景観に配慮したガードレールなど、しつらえや工法に配慮する。
  - ・ 道路・沿道への不法投棄ゼロを目指す。
- 沿道景観に望む空間を創る
  - ・ 沿道で周辺の景色を良く見ることができるところには、視点場となる空間の創出を検討する。
  - ・ 高原の景観にそぐわない建築物等については、沿道から見えないよう生垣等しつらえの設置を促進する。（参考イラスト：植栽による遮蔽）
  - ・ 高原の景観にそぐわない建築物等の移設等を検討する。
- 高原にふさわしい沿道景観を育む
  - ・ 沿道の清掃や花壇等の手入れといった、沿道景観を彩る各種景観づくり活動を促進する。

■骨格道路の景観軸：沿道景観を阻害する施設の修景



- 沿道からの良好な眺望景観を阻害する施設の修景が必要
- 遠景の山並み景観への配慮が必要



- 常緑中木の植栽による阻害要素の目隠して良好な景観を確保
- 遠景の山並みへの眺望を阻害しない樹高等の配慮
- 電柱も彩度を落とした色彩で景観に配慮



- 沿道からの良好な眺望景観を阻害するブロック塀等の施設の修景が必要
- 田園景観の中では電柱の色彩も馴染みにくい要素となる



- 生け垣による目隠しや花木等による修景で良好な景観を確保
- 電柱も彩度を落とした色彩で景観に配慮

参考イラスト：植栽による遮蔽



2) 骨格道路の景観軸（集落地の道路）

■現状

集落地を走る県道下久屋渋川線、県道沼田赤城線等からは、河岸段丘の斜面緑地が臨める他、集落や沿道の寺社等の集落景観を見ることができる。一方で、沿道の看板等の景観に影響するものも散見される。



■景観形成の方針

**集落地にふさわしい沿道景観の維持・創造**

- 集落地を走る道路としてふさわしい沿道景観を守る
  - ・ 沿道の屋外広告物等のデザイン等についてルール導入を検討する。
- 周辺と調和した沿道景観を創る
  - ・ 沿道の建築物の一定のセットバック等について検討し、歩行者空間の確保と沿道景観の向上を目指す。（※参考イラスト：道路付帯設備の修景）
  - ・ 沿道の建築物に統一したデザインのルール導入等を検討する。
  - ・ 沿道施設等の修景について検討する。（※参考イラスト：沿道施設の修景）
- 集落地にふさわしい沿道景観を育む
  - ・ 沿道の清掃や花壇等の手入れといった、沿道景観を彩る各種景観づくり活動を促進する。



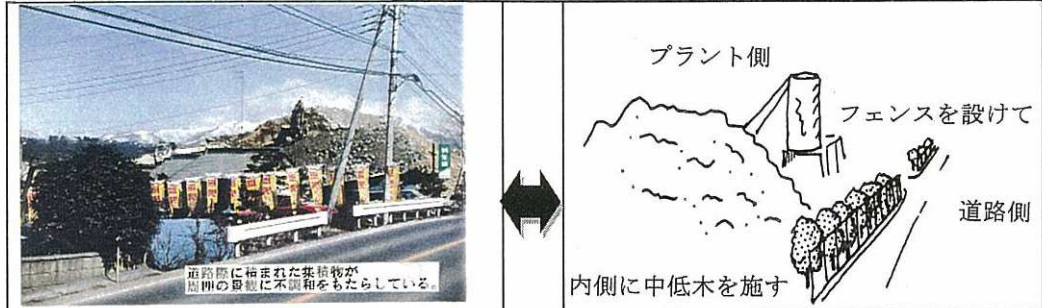
▲防護柵の代わりに玉石積の植栽帯 ▲地場産の石を素材にした防護柵

参考イラスト：道路付帯設備の修景

（昭和村景観形成基本計画より抜粋）

・沿道採石場、工場等の修景

民有地側に高木植栽のための十分な敷地がない場合は、フェンスを設けて内側に中低木を施すよう配慮を促していきます。



参考イラスト：沿道施設の修景  
(昭和村景観形成基本計画より抜粋)

3) 河岸段丘景観

■現状

【河岸段丘】

段丘の西側（下側）の集落地等からは、日本一美しい河岸段丘の崖線や斜面緑地を臨むことができる。



■景観形成の方針

河岸段丘による見事な自然景観の維持・継承

- 河岸段丘の優れた自然景観を守る
  - ・ 斜面緑地等への不法投棄などを防ぐ仕組みについて検討する。
  - ・ 森林としての適正な利用を促進し、豊かな森林を保全する。

#### 4) 河川の景観軸

##### ■現状

片品川・利根川など関東を代表する河川が流れているほか、河岸段丘には沢などが流れているが、赤城高原・集落地とも、水辺を見通せる場所は限られている。しかし、一部に自動車等を野積みしている箇所があり、景観を阻害している状況である。

赤城高原を流れる沢については深い渓谷状になっている他、周囲を森林に覆われている。また、集落地についても建物や森林によって遮られている。

また、ダム湖の水質悪化による景観上の影響が認められる他、河川景観の向上を挙げる意見が比較的多い。



##### ■景観形成の方針

###### 関東有数の河川の良好な水辺景観の維持・創造

- 関東有数の河川の良好な水辺景観を守る
  - ・ 河川・河川敷等への不法投棄などを防ぐ仕組みについて検討する。
- さらに優れた水辺景観と水辺を臨める場を創る
  - ・ 河川景観に阻害する自動車等については、周囲から見えないしつらえ等について所有者と協議を進める。
  - ・ 水辺景観を臨める空間整備などを検討する。
- 美しい水辺空間を育む
  - ・ 河川敷等での清掃活動など、ボランティア団体等による景観を彩る各種景観づくり活動を促進していく。

(3) 景観拠点

1) 社会生活系景観拠点

■現状

【公共施設・各種施設】

研修施設等は段丘上の緑地等に立地しているものもあり観光利用もされている他、昭和村総合運動公園やふれあいグリーンパークなど大規模な公園も整備されており、緑と調和した景観を形成している。集落地には、各種公共施設が立地しており、中には比較的古いものも含まれている。

【レジャー施設】

本村には、ほぼ全域に観光農園が点在している。また道の駅めぐり一む昭和は昭和インターにほど近く、村の顔となる施設である。また、千年の森などのスポーツ施設や、昭和の森ゴルフ場などは、整備されたグラウンドやコースが特徴的な風景となっている。奥根ワイナリー周辺は、葡萄畑が広がるなど、こちらも特徴的な景観要素として挙げることができる。



■景観形成の方針

村の拠点としてのにぎわいをもち魅力の維持と新たな魅力創出を目指す

- それぞれ個性を持った施設等の魅力を守る
  - ・ 公共施設や研修施設については、可能なかぎり現在の施設状況の維持を目指す。
  - ・ レジャー施設については、本村の観光資源として魅力の維持について方法を検討する。
  - ・ 道の駅については村を訪れる人が立ち寄りやすい、村の顔となる施設であることから、にぎわいの創出と施設の魅力の維持・向上を目指す。
- 各施設のあらたな魅力を創る
  - ・ 公共施設等の更新については、村のにぎわい拠点としての魅力の向上を目指しながら、周囲に調和したデザイン・しつらえに配慮する。



2) 歴史系景観拠点

■現状

【寺社】

集落地を通る県道下久屋渋川線沿道付近には、歴史ある寺社が点在しており、特徴的な参道をまたぐ神楽殿なども保存されている。

【文化財・史跡】

集落地を通る県道下久屋渋川線沿道付近には、寺社と併せて、古墳群や城址等が点在している。また、それらを示す石碑等も残されている。

【祭事】

集落地では、歴史ある祭りの習慣が残っており、現在も永井箱根神社などで実施されている。

【重要樹木】

村では、歴史的価値等がある数カ所の樹木を名木指定している。雲昌寺の大ケヤキなど、風格のある樹木が挙げられる。

【集落景観（養蚕民家）】

集落地には養蚕業が盛んであったころに建てられた養蚕民家が点在しており、特に糸井では集積して立地している。これらの民家では、健全な形で残っているものも多くあるが、老朽化や新規住宅への建替え等が進みつつある。





■景観形成の方針

**村に残る歴史的な趣の維持・継承**

- 旧沼田街道沿い等に発展してきた村に伝わる歴史の痕跡を守る
  - ・ 寺社・史跡・祭事等の村の歴史を物語る施設等については、継続して維持・継承を目指す。
  - ・ 養蚕民家については、可能なかぎりの維持・保全を促進する。
- 養蚕民家等を中心とした歴史的な集落景観を創る
  - ・ 養蚕民家が数多く残る集落については、周辺の建築物等についてもデザイン等にルール導入を検討し、歴史がかおる集落景観づくりを目指す。
- 村に伝わる歴史的景観を育む
  - ・ 歴史系景観拠点を活かし、且つそれらを維持するための各種景観づくり活動を促進する。

### 3) ビューポイント

#### ■現状

赤城高原には周囲の景観が大変良い形で眺めることができる箇所があり、本計画ではビューポイントとして位置づけることとする。

ビューポイントには、利根沼田望郷ラインにある箇所のように、その場所に留まって景色を楽しめるところもあるが、ほとんどが車道のみで留まることができない状況である。

また、村民の結婚記念に桜の植樹等を行う結婚の森は、コスモス等の花も見ることができ、季節によりその景色が変化する上、沼田方面の眺望も優れている。

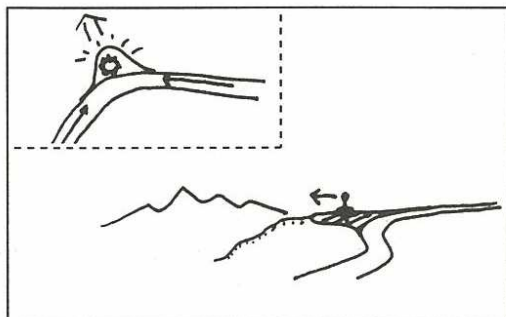


#### ■景観形成の方針

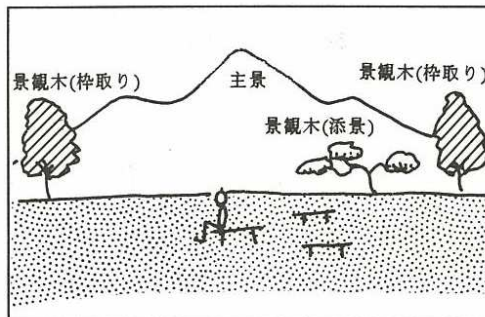
##### 村を代表する良好な景色を維持・創出し、村としてこれを守る

- ビューポイントからの良好な景観を守る
  - ・ ビューポイントからは、それぞれ山々の眺望や農地景観など見るポイントが異なるが、それらを遮る建築物等や各種景観を阻害する要素は設置を抑え、景観の維持を目指す。
- ビューポイントからのさらにすぐれた景観を創る
  - ・ 景観を阻害する要素の排除等を促進することで、さらに優れた景観形成を検討する。
  - ・ ビューポイントとして、留まって景色が見られる空間整備を推進する。
- 段丘の地形や周辺の眺望を活かした新たな魅力を育む
  - ・ 結婚の森については、周辺を彩る各種の取組みを継続して実施していくことを検討する。（※参考イラスト：ビューポイントの整備イメージ）

- ・道路沿いの山々の眺望ポイントや、すぐれた夜景の眺望ポイントの整備  
眺望場は、新たな名所となり、村の魅力を増やします。官民が協力して、積極的に眺望場を作り出すよう努めていきます。



▲曲がった角を眺望場として活用する。

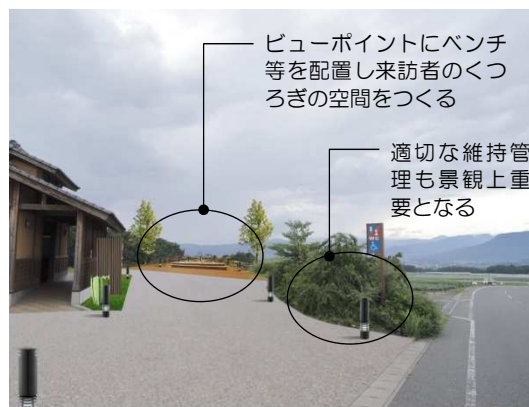


▲眺望場には簡易なベンチを設置したり景観木を植える。

(昭和村景観形成基本計画より抜粋)



- ・ビューポイントの魅力をも高める修景と景観的配慮が必要



- ・環境に優しく周囲の景観と調和する舗装材を使用する
- ・ゴミ箱や自動販売機、照明器具などの設置物も、色彩やデザインに配慮すると高質な空間となる



- ・ビューポイントとして有効に活用したい



- ・ウッドデッキやベンチなどを配置し、来訪者が快適にゆっくりとくつろげる空間をつくる
- ・眺望を妨げず枠取りとなる景観木を配置する

参考イラスト：ビューポイントの整備・充実のイメージ

## 第三章 良好な景観の形成のための行為の制限

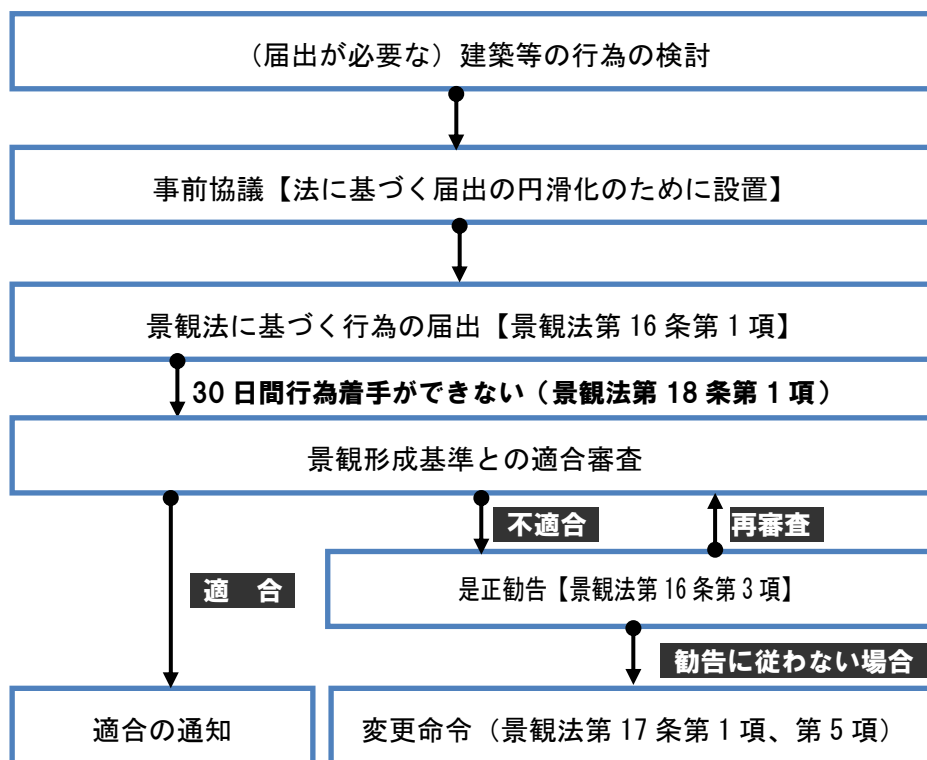
### 1. 景観形成に向けた行政指導

景観計画区域内における建築物等の建築等に対して、景観形成の方針実現に向けて、行為の制限『景観形成基準』を指定する。また、次項に定める『届出対象行為』に該当する建築物等の建築等を検討する場合は、下記の流れで村への届出等を行う必要がある。

村は行為の届出を受けた場合は、行為の制限『景観形成基準』に基づく指導を行う。

届出が必要な行為を実施する者は、届出を行い、適合の通知を受けた上で、その他必要な手続きを経て、行為を実施する。

#### ■届出フロー（届出が必要な行為に対して必要となる手続き）



#### ■届出対象から除外される行為

- 地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う行為【景観法第16条第5項】
- 通常の管理行為、軽易な行為【景観法第16条第7項第1号】
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為【同第2号】
- 農用地区域内における開発行為で、知事の許可を受けたもの【同第6号】
- その他条例で定める行為【同第11号】

## 2. 届出対象行為の設定

景観形成に向けた方針を実現するため、建築物等の建築を行う際の行為の制限や届出等が必要となる行為の基準を定めることとする。

### (1) 届出対象行為

以下に、各種建築行為等について届出が必要となる規模の基準を示す。

#### ■届出対象行為

行 為		届出の対象	
建築物	新築	すべて対象	
	増築・改築等で外観の変更を伴うもの、撤去、移転	床面積 10 平米を超えるもの	
	外観の模様替え、若しくは色彩の変更	行為に係る部分の面積が 10 平米を超えるもの	
工作物	新築、撤去、移転、外観の模様替え、または外観の変更を伴う修繕	さく、塀の類	高さ 2 メートルを超えるもの
		擁壁の類	高さ 2 メートルかつ長さ 50 メートルを超えるもの
	電波塔、物見塔、装飾塔の類 煙突、排気塔の類 高架水槽、冷却塔の類 鉄筋コンクリート、金属製の柱の類 彫刻、記念碑の類 電気供給又は有線電気通信に供する電線路又は空中線系	観覧車等の遊戯施設の類 アスファルトプラント等の類 自動車車庫の用に供する立体施設 石油等の貯蔵、処理施設 汚水処理施設等の類	高さ 15 メートルを超えるもの
		高さ 15 メートル又は築造面積 1,000 平米を超えるもの	
土地の区画形質の変更		面積が 1,000 平米又は法面の高さ 5メートルかつ長さ 10 メートルを超えるもの	
地形の外観の変更を伴う鉱物の採掘又は土石等の採取			
屋外における物品の集積又は貯蔵		高さ 5メートル又は面積 1000 平米を超えるもの	
広告物の表示若しくは広告物を掲出する物件の設置又はこれらの外観の変更		高さ 15 メートル又は 1面の表示面積が 15 平米を超えるもの	



### 3. 景観構造別の行為の制限（景観形成基準）

景観計画区域内における建築物等の建築等の行為に関する制限事項を以下に設定する。

#### (1) 行為の制限事項

行為	事項	基準
建築物等の新築、改築、増築、移転若しくは撤去又は外観の模様替え若しくは色彩の変更	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 山りょうの近傍にあつては、りょう線を乱さないようにし、尾根からできる限り低い位置とすること。</li> <li>➤ 歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合には、その保全に配慮した位置とすること。</li> <li>➤ 道路等に接する敷地境界線からは、後退した位置とすること。この場合、周囲の町並みとの調和に配慮した位置とすること。できる限り多く後退した位置とし、道路側に空地を確保すること。</li> <li>➤ 隣接地と相互に協力し、まとまった空間を生み出すこと。</li> <li>➤ 周辺との調和を考えたバランスのよい配置とすること。</li> <li>➤ 樹姿又は樹勢が優れた樹木、水辺等が敷地内にある場合には、一体的な整備等を行い、修景に生かせるように配置すること。</li> </ul>
	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 山並み等の眺望を阻害しないようにすること。</li> <li>➤ 周囲の町並み及び周辺の景観と調和した高さ及び規模とすること。</li> <li>➤ 周囲に圧迫感を与えないよう空地を確保すること。高層の場合には、十分な空地を確保すること。</li> <li>➤ 自然景観地にあつては、周辺樹木の高さとの調和に配慮した高さとすること。</li> </ul>
	形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 周囲の建築物等、背景のスカイライン等の周辺景観との調和及び地域の特性に配慮し、全体的に違和感のない形態とすること。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 不快感を与える色彩又は品位なくきわだつて派手な色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮した色調とすること。</li> <li>➤ 建築物等の色彩については次項の通りとすること。</li> <li>➤ 屋上工作物は、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮した色彩とすること。</li> </ul>
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 全体としてまとまりのある意匠とすること。</li> <li>➤ 歴史的建造物等が多い地域にあつては、周囲の歴史的景観との調和に配慮した意匠とすること。</li> <li>➤ 外壁又は屋上に設ける設備は、露出させない等、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮した意匠とするとともに、道路等から見えない位置に設置すること。</li> <li>➤ 屋外階段、ベランダ等建築物本体と一体をなすものを設ける場合は、建築物本体との調和に配慮し、繁雑にならないようにすること。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 道路、河川、公園に面し、又は道路、河川、公園若しくは鉄道から見える壁面等は、公共性の高い部分として、その意匠に配慮すること。</li> </ul>
	素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 地域の景観特性を特徴づける素材を使用すること。</li> <li>➤ 周辺景観との調和に配慮した素材を使用すること。</li> </ul>
	敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 敷地内においては、植樹及び植栽の配置を考慮し、適宜低木や高木を植栽する等、十分な緑化を行うこと。</li> <li>➤ 必要に応じ建築物等の周囲を緑化し、圧迫感を軽減すること。</li> <li>➤ 敷地の境界を囲う場合には、周辺植生との調和に配慮した生け垣とすること。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 店舗等については過度な夜間照明の抑制に配慮すること。</li> <li>➤ 歴史的建造物等地域の景観形成上特に必要な建築物等については、できる限り保全すること。</li> </ul>
土地の区画形状の変更	土地の形状及び緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 大規模な法面及び擁壁を生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、十分な緑化を行うこと。</li> <li>➤ 擁壁は、周辺景観との調和に配慮し、前面の緑化や遮へい樹林等による影響の軽減を行うこと。</li> <li>➤ 敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等を保全し、従前の近接性を担保するとともに、積極的に活用すること。</li> </ul>
地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土石等の採取	遮へい及び事後の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 周辺の道路等からの遮へいに配慮した敷地周囲の緑化を行うこと。</li> <li>➤ 掘採又は採取後の法面等は、周辺景観との調和に配慮し、十分な緑化を行うこと。</li> </ul>
屋外における物品の集積又は貯蔵	集積、貯蔵の方法及び遮へい	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 周囲から見える物品の集積又は貯蔵は行わないように努めること。</li> <li>➤ 集積等行う場合は、道路等から見えにくいようにすること。道路等に接する敷地境界からは、遠隔地より集積又は貯蔵を始めること。</li> <li>➤ 物品を積み上げる場合には、高さをおさえ、周囲に圧迫感を与えないようにすること。</li> <li>➤ 周辺の道路等からの遮へいに配慮した敷地内及び敷地周囲の緑化を行うこと。</li> </ul>
広告物の表示若しくは広告物の設置又は外観の変更		<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 河川等の水辺又は山並み等の眺望を阻害しないようにすること。</li> <li>➤ 周辺景観と調和し、耐久性に優れ、退色、はく離等の生じにくい素材とすること。</li> <li>➤ 不快感を与える色彩又は品位なくきわだって派手な色彩とせず、周辺景観との調和に配慮した色調とすること。</li> <li>➤ 建築物本体に設置する場合は、建築物本体との調和に配慮した設置箇所、規模、形状、デザイン等とすること。</li> </ul>

(2) 建築物等の色彩の基準

種別	景観形成基準(建築物等の色彩)											
建築物 (建築面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以下 のもの)	<p>➤ 基調とする外壁の色彩は以下の範囲とすること。ただし、素材の色についてはこの限りでない。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #d9ead3;">有彩色の色相</th> <th style="background-color: #d9ead3;">彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>YR</td> <td>6.5 以下</td> </tr> <tr> <td>R・Y・GY・G・BG・B・PB・P・RP</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>N</td> <td>全て</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(マンセル表色系)</p>	有彩色の色相	彩度	YR	6.5 以下	R・Y・GY・G・BG・B・PB・P・RP	6 以下	N	全て			
	有彩色の色相	彩度										
	YR	6.5 以下										
R・Y・GY・G・BG・B・PB・P・RP	6 以下											
N	全て											
<p>➤ 基調とする屋根の色彩は以下の範囲とすること。ただし、素材の色についてはこの限りでない。(マンセル表色系)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #d9ead3;">有彩色の色相</th> <th style="background-color: #d9ead3;">彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R</td> <td>12 以下</td> </tr> <tr> <td>PB</td> <td>10 以下</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>8 以下</td> </tr> <tr> <td>YR・Y・GY・G・BG・P・RP</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>N</td> <td>全て</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(マンセル表色系)</p>	有彩色の色相	彩度	R	12 以下	PB	10 以下	B	8 以下	YR・Y・GY・G・BG・P・RP	6 以下	N	全て
有彩色の色相	彩度											
R	12 以下											
PB	10 以下											
B	8 以下											
YR・Y・GY・G・BG・P・RP	6 以下											
N	全て											
<p>➤ 社会生活系景観拠点等における、にぎわいのある施設など、村長が必要と認めるものについてはこの限りでない。</p>												
大規模な建築物 (建築面積 が 1,000 m <sup>2</sup> を 超える物)	<p>➤ 基調とする外壁、屋根の色彩は以下の範囲とすること。ただし、素材の色についてはこの限りでない。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #d9ead3;">有彩色の色相</th> <th style="background-color: #d9ead3;">彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R・YR Y・GY・G・BG・B・PB・P・RP</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>N</td> <td>全て</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(マンセル表色系)</p>	有彩色の色相	彩度	R・YR Y・GY・G・BG・B・PB・P・RP	6 以下	N	全て					
	有彩色の色相	彩度										
R・YR Y・GY・G・BG・B・PB・P・RP	6 以下											
N	全て											
<p>➤ 社会生活系景観拠点等における、にぎわいのある施設など、村長が必要と認めるものについてはこの限りでない。</p>												

種別	景観形成基準（建築物等の色彩）
工作物 さく、塀の類 擁壁の類 物見塔、装飾塔の類 煙突、排気塔の類 高架水槽、冷却塔の類 彫刻、記念碑の類 電気供給又は有線電気通信に供する電線 路又は空中線系 観覧車等の遊戯施設の類 アスファルトプラント等の類 自動車車庫の用に供する立体施設 石油等の貯蔵、処理施設 汚水処理施設等の類	➤ 建築物の外壁の内容と同様とする。ただし、素材の色についてはこの限りではない。
電波塔の類、鉄筋コンクリート、金属製の柱の類	➤ 茶を基調とした色彩とすること。

## 第四章 景観重要建造物又は景観重要樹木指定の方針

### 1. 景観重要建造物指定の方針

本村に立地している建造物で、地域の自然・歴史・文化等から見て特徴的・個性的な要素を持ち、周囲の景観形成に欠くことのできない上、道路等の公共的な空間からよく見えるもので、その継続的な管理・保全に所有者・管理者が同意したものについては、必要に応じて景観重要建造物としての指定を検討する。

なお、文化財保護法による国宝・重要文化財・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物と指定・仮指定されているものなどについては指定できない。(景観法第19条第3項)

#### 景観重要建造物とは

景観法に基づく制度で、指定を受けると、その景観を保全するため、所有者等に対する管理の義務付けや、改築等を行う際に役場へ申請が必要になるなどの制限を伴うが、管理に際して必要な支援等（今後必要に応じて検討）が受けられる。

#### 【景観重要建造物のイメージ】

本村では、地域固有の特徴を有する以下の建物などが、指定の対象案として挙げられる。

○村内に残る主な養蚕民家で歴史ある外観を保持しているもの





## 2. 景観重要樹木指定の方針

本村にある樹木で、地域の自然・歴史・文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、周囲の良好な景観の形成に重要なもので、道路等の公共的な空間からよく見えるものについては、必要に応じて景観重要樹木の指定を検討する。

なお、文化財保護法による特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物と指定・仮指定されている樹木については指定できない。(景観法第28条第3項)

### 景観重要樹木とは

景観法に基づく制度で、指定を受けると、その景観を保全するため、所有者等に対する管理の義務付けや、移植や伐採を行う際に役場へ申請が必要になるなどの制限を伴うが、管理に際して必要な支援等(今後必要に応じて検討)が受けられる。

### 【景観重要樹木のイメージ】

本村では、地域固有の特徴を有する以下の樹木や、平成12年むらづくり協力委員会から推薦された樹木等が指定の対象案として挙げられる。

○各方から推薦されている昭和の名木

- ①雲昌寺の大ケヤキ
- ②泉坂ノ上のモミ
- ③清水観音堂のコブシ
- ④正禅寺のケヤキ
- ⑤忠霊塔のサクラ
- ⑥御室のサクラ



○むらづくり協力委員会推薦樹木(上と重複・枯死した樹木を除く)

- ・永井大権現のカヤ
- ・川額諏訪平のサルスベリ
- ・長者久保のサクラ
- ・貝野瀬桐久保のサクラ
- ・追分十二様の赤松
- ・赤谷十二山神社のサクラとクリ

## 第五章 良好な景観形成のために必要な事項

### 1. 景観農業振興地域整備計画の検討に関する事項

村内の農業振興地域で、農業振興と、周辺景観との調和した良好な営農条件の確保を達成するために、農用地や農業用施設等の整備を一体的に実施する必要がある場合には、その区域を定め、景観農業振興地域整備計画（景観農振）を定めることができる。

本村の特徴的な景観には、高原エリアにおける広大な農地があり、特にビューポイント周辺の農地は検討の対象候補として挙げられる。

○ビューポイント周辺の農地の例

・結婚の森周辺



・望郷ライン沿道の農地



### 2. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

道路沿道などに設置することが多い野立て看板や、商店等の看板などの屋外広告の表示等は、その表示の仕方によって周辺景観・眺望を阻害してしまうことが多い。本村において、屋外広告を表示する際は、その規模・デザインについて周辺景観に十分調和するよう配慮する。

また、必要に応じて、屋外広告物条例による具体的な制限について検討を行う。検討に際しては群馬県屋外広告物条例を参考とする。



### 3. 景観重要公共施設指定の方針

道路・河川・公園などの公共施設については、景観構造として整理したように、本村の景観を大きく左右する要素である。そのため、その整備・維持管理においては、本村における良好な景観形成に向けて、積極的な取組を行うものとする。

これらの公共施設については、良好な景観形成に向け、各施設管理者と協議の上、必要に応じて景観重要公共施設として指定し、景観の維持・向上に努める。

#### 【景観重要公共施設のイメージ】

##### ○道路

- ・利根沼田望郷ライン
- ・村道永井中野線（大規模農道）等の幹線道路
- ・県道下久屋渋川線
- ・県道沼田赤城線
- ・県道昭和インター線

##### ○河川

- ・利根川
- ・片品川
- ・永井川

##### ○公園

- ・昭和村総合運動公園
- ・ふれあいグリーンパーク



利根沼田望郷ライン



図 候補案位置図



## 第六章 計画の実現に向けて

### 1. 良好な景観形成に向けた取組の考え方

本村における景観形成は、山々の眺望を含めた開放的な農地の風景や、沿道等に広がる集落地の風景といった、景観の構造的にも行政が単一の整備を行えば良好な形で完了するものではなく、生活や生産といった本村に関わる人々の様々な活動の結果として形作られていくものである。

そのため、村民・企業・行政は、景観形成に向けた意識を高めながら、それぞれ以下のような役割を担い、連携・協働によって本村の良好な景観を『守り・創り・育んで』いくことが重要である。

#### 【村民の役割】

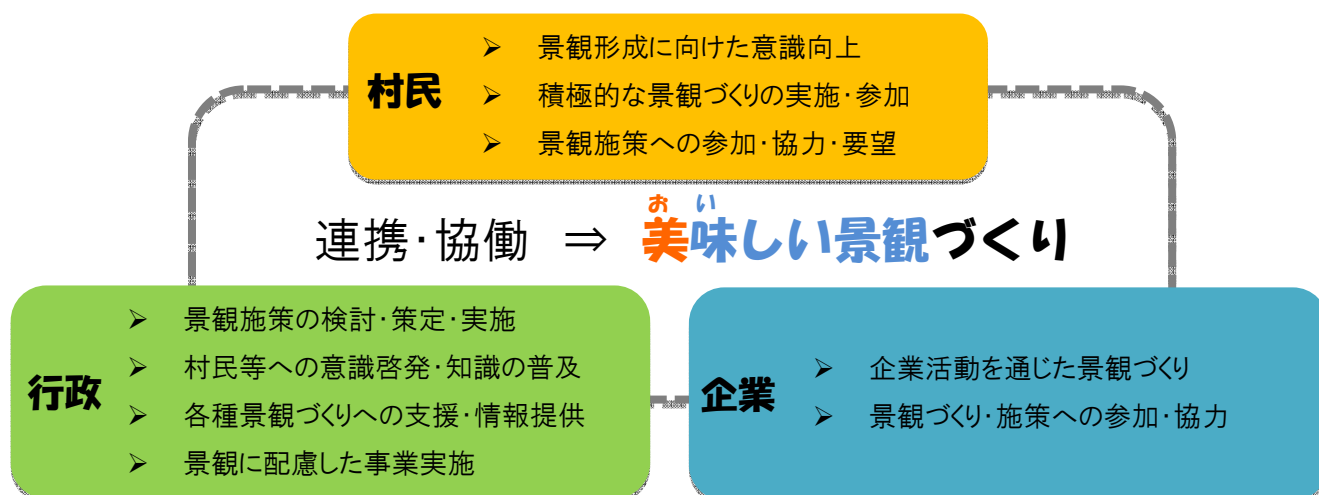
- 本村における景観形成の主体であることを理解し、良好な景観形成に向けた意識を高める。
- 良好な景観づくりに向けた取組みを積極的に実施、又は取組みへ参加する。
- 行政が取り組む各種景観施策への積極的な参加・協力・要望を行う。

#### 【企業の役割】

- 周辺景観等に配慮した施設建設・貯蔵等による、企業活動を通じた景観づくりに努める。
- 村民等が実施する景観づくり活動や、行政が実施する景観政策への積極的な参加・協力をする。

#### 【行政の役割】

- 村民・企業の意見を十分に取り入れながら、村としてどのような景観形成を行っていくかの指針を示し、各種景観施策の検討・策定・実施を行う。
- 村民・企業の景観形成に向けた意識・知識の向上に努める。
- 村民等が実施する景観形成に関する取組みへの各種支援・情報提供を行う。
- 公共事業等を通じた先導的・積極的な景観づくりに努める。



## 2. 良好な景観形成に向けた取組みのイメージ

### (1) 村民・企業による取組みイメージ

村民は、村の景観形成の大きな主体であり、村の良好な景観形成に向けた役割は大きなものとなっている。まずは小さな取組みを行うことから村の景観についての意識を高め、継続的な景観づくりにつなげていくことが重要となる。村民・企業の取組みのイメージの一つとして下記のような流れが考えられる。

#### ■第一段階

##### 【昭和村の景観についての意識を高める・地区の魅力を確認する】

概要：行政からの景観に関する情報などをきっかけに、当たり前のもので感じている本村の景観の魅力ある点・魅力を阻害している点などを再確認し、身近な景観づくりをまず始めてみる。

取組の例：住まいや事業所周辺の掃除・樹木の手入れ・勉強会等への参加など



#### ■第二段階

##### 【まわりの人たちと取組みを始める・地区の魅力への関心を深める】

概要：近所の人たちと村の景観について話をしてみたりすることを通じて、関心のある方同士で集まり、住まいや事業所の近所の清掃など、範囲を少し広げた景観づくりの取組みを行ってみる。または、地元団体などが行っている清掃・植栽活動などに参加してみる。

取組の例：地域の清掃活動・景観に関心のある方同士での地域の街歩き・ビューポイントの手作りベンチ・統一した花木の植栽・河岸段丘の手入れなど



#### ■第三段階

##### 【景観を検討する組織として活動を始める・地区の魅力を守る各種取組を行う】

概要：地域での各種景観づくり活動や、地域の魅力の確認などから、実際に行政の支援を受けられる組織化を行い、地域独自の景観を守るためのルールづくりなどについて検討を行う。行政は、ルール検討に際しては支援を行い、その検討結果を受けて村の景観施策に反映するよう検討を行う。

取組の例：地元組織によるルール検討・策定に向けた行政との調整・昭和村のシンボルカラー検討・道路や公園を維持管理するアダプト制度の検討など



(2) 行政の取組みイメージ

行政は本計画をもとに景観づくりの誘導や各種支援を行うが、併せて更なる景観形成に向けて必要となる枠組みの検討なども継続することが重要である。計画策定後に実施を想定する景観行政実務と今後検討することが望ましい事項のイメージを以下に景観形成の目標ごとに整理する。

また、本村の景観に係る今後の検討に際しては、必要に応じ、有識者等に意見を聞きながら進めて行くこととする。

	守る	創る	育む
計画策定後		<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設整備を通じた先導的な景観形成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観資源活用に向けた検討</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築等に関する行為の指導・確認</li> </ul>		
今後必要と考えられる検討事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>地元の景観づくり活動への支援継続</li> <li>景観づくり・景観施策に関する情報の発信・共有、村民等への意識啓発（勉強会の開催、ホームページ、ニュースなど）</li> <li>景観諸制度・先進自治体の事例等情報収集</li> <li>景観諸制度に関する職員の研修会等</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>村民の景観に対する更なる意識調査（具体的な物件等も含む）</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観重要建造物、景観重要樹木指定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【昭和村らしさ】の検討の深化</li> <li>デザインコード等の検討</li> <li>景観形成に向けた地区ルールを導入検討</li> <li>景観重要公共施設の指定検討</li> <li>景観農業振興地域整備計画の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観資源活用に向けた検討の深化</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観重点区域指定の検討（地区内の権利者等との協議も含む）</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外広告物の制限の検討⇒屋外広告物条例</li> <li>必要に応じて、制限事項の見直し</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて、景観計画・景観条例変更の検討</li> </ul>		

## 参考資料



## 参考1 村の現況調査

### 1. 上位・関連計画と景観施策の検討

#### (1) 上位・関連計画の整理

##### 1) 昭和村第4次総合計画（策定年次：平成17年、目標年次：26年）

###### ① 基本構想

###### ■将来像（10年後の昭和村）

**【ベジタ Full ガーデン 昭和村】**  
**—やさいが元気、人にやさしいむらづくり—**

###### ■むらづくりの基本的な考え方

- ・ 転換期に元気なむらづくり
- ・ 野菜を開拓するむらづくり
- ・ 成熟時代の心豊かなむらづくり
- ・ 自主・自立のむらづくり

###### ■施策の大綱

将来像の実現に向け、以下の5項目でむらづくりを進めることとしている。

- ・ 快適な自然・環境のむら
- ・ 安心な保健・福祉のむら
- ・ 豊かな教育・文化のむら
- ・ 賑わう産業・雇用のむら
- ・ 元気な自治・自立のむら

###### ■重点プロジェクト

将来像の実現に向け、村民と行政が連携し、「戦略プロジェクト」を計画し、戦略的・重点的にむらづくりを進めることとしている。

- ・ 「やさい王国魅力3倍」プロジェクト
- ・ 「のびのび子育て」プロジェクト
- ・ 「やさい健康むら」プロジェクト





③ 基本計画（景観系の施策）

大項目 （施策の大綱）	小項目	基本施策・住民活動
快適な自然・環境のむら	自然環境・景観	<b>【基本施策】</b> ・自然環境の保全・創造 <b>【住民活動】</b> ・自然環境・景観の保全・創造
	住宅・住宅地	<b>【基本施策】</b> ・家並み景観の保全・創造 <b>【住民活動】</b> ・自然・田園環境と調和し環境に配慮した家づくり ・旧沼田街道沿いなどの歴史的建物の保全 ・デザインに配慮した屋外広告物の整理統合 ・地区の特性を活かした景観づくり
	公園・広場・緑地	<b>【住民活動】</b> ・美しい景観の向上づくり
	河川	<b>【基本施策】</b> ・多自然型工法などの採用 <b>【住民活動】</b> ・河川の清掃
賑わう産業・雇用のむら	農業	<b>【基本施策】</b> ・意欲的な担い手の育成・確保 <b>【住民活動】</b> ・魅力のある農村づくり
	観光	<b>【基本施策】</b> ・体験・交流・滞在リピート型観光の推進 <b>【住民活動】</b> ・観光イベント・誘客宣伝の充実

## 2) 昭和村景観形成基本計画（策定年次：平成11年3月）

### ① 景観形成の基本目標

段丘崖を背にし、川を前にした懐かしい原風景の形成と  
緑と花と高原野菜に彩られた魅力ある開拓高原風景の形成

### ② 景観形成の基本理念と基本方針

基本理念	基本方針
恵まれた自然の中にある ゆとりとうるおいを「守る」	・天盤の大地に流れる雲と空にとけこんだ スカイラインを「守る」 ・谷川、武尊連邦を奥にした田園風景を「守 る」
歴史風土を受け継ぎ新たな 文化的環境を「育む」	・水と花と生産の風景を「育む」 ・赤城山の段丘を背にした個性ある集落景 観を「育む」 ・安らぎのある生活環境を「育む」
いきいきとした活気あふれる 魅力を「創る」	・個性的で魅力的なまちの顔を「創る」 ・憩いとふれあいの空間を「創る」

## 3) 昭和村ふるさとを守り育てる条例（策定年次：平成11年3月）

### ① 目的

赤城山の雄大なふとところで培われ、受け継がれた本村のかけがえのない自然環境やふるさと景観に代表される良好な環境を村、村民、事業者が一体となって磨きをかけ、守り、はぐくみ、構成に伝えていくことを目的とする。

### ② 条例に定める内容

- ・村は、村民の意見を取り入れながら目的達成に向けた施策を実施し、村民はそれに協力する。
- ・事業者は事業活動による環境影響の低減と景観形成に努めるため、自らの責任と負担において必要な措置を講じる。
- ・村長は良好な環境の形成に向け特定地区を指定できる。
- ・村と村民は自然環境の保全に努める。
- ・村は道路・公園や公共施設周辺において、植栽を行うなど緑化を推進する。
- ・環境形成に向けて村長の諮問機関として審議会を置くことができる。

#### 4) 群馬県景観条例（策定年次：平成5年10月）

##### ① 目的

- 県、市町村、県民及び事業者の景観づくり（優れた景観を保全し、創造すること）に関する役割を明らかにすること
- 地域の特性を生かした景観づくりのための施策を総合的、計画的に推進すること

##### ② 景観形成の基本目標と基本方針（景観形成基本方針）

「ふるさとぐんまの美しい景観を守り、活かし、つくり、育てる」

##### ○基本方針

- ・守る（保全）：地域の共有財産としての優れた景観を適正に保全する。
- ・活かす（利活用）：地域固有の景観を景観づくりや地域の活性化に活用する。
- ・つくる（創造）：既存の景観資源を守り活かすだけでなく、積極的に優れた景観を創造する。
- ・育てる（育成）：地域の景観づくり活動や固有の地域文化を育成する。

##### ③ 景観形成地域の指定

県は豊かな自然や歴史的、文化的遺産を有する地域、都市施設などが集積している地域など、景観づくりを進めるうえで特に必要な地域を、景観形成地域として指定することができる。

指定された地域では景観形成基本計画を定め、建築物等の形態・色彩・緑化などの基準を指定する。また、県への届出対象となる行為についても指定する。

##### ④ 大規模行為景観形成基準にもとづく大規模行為の届出制度

大規模な建築物等の新築や土地の区画形質の変更など、地域の景観に著しい影響を及ぼすおそれのある行為（大規模行為）については、事前に県への届出をすることとする。

##### ⑤ 公共事業等景観形成指針にもとづく公共事業による景観づくり

公共事業等景観形成指針にもとづき、安全性の確保、障害のある方、高齢の方等に配慮しながら、道路、河川、公園、公共建築物等について質の高い景観づくりをめざす。

⑥ 景観づくり活動への各種助成等支援

市町村・県民・事業者の自主的な景観づくり活動を促進するため、各種の補助制度を設け、支援を実施している。

5) 群馬県景観形成基本方針（策定年次：平成6年2月）

① 基本目標：4) 群馬県景観条例記載のものと同様

② 景観形成の視点

- 豊かな自然と調和した景観形成の推進
- 地域特性を活かした個性的な景観形成の推進
- 歴史・伝統が感じられる景観形成の推進
- 快適性を備えた美しい景観形成の推進
- はつらつとした賑わいのある景観形成の推進

③ 景観形成の地域別方向（本村が含まれる「利根大景域」について、HPより抜粋）

本景域には、上信越高原国立公園、日光国立公園があり、三国山脈、奥利根源流部、日光・赤城火山群等からなる高原・山岳地帯であり、利根川、片品川、赤谷川等が溪谷を成して流れており、尾瀬をはじめ沼、湖、滝などの貴重な景観資源に恵まれている。そして、豊富な温泉群を有する地域であり、県内でも最も温泉が集中している湯けむりの里である。道路は武尊山等の山間を縫って放射状に発達しており、それぞれがまとまりのある景観となっている。また、関越自動車道からの眺望は、従来からの眺望に更にダイナミックな特性を加えることにより、本景域の新たな魅力となっている。

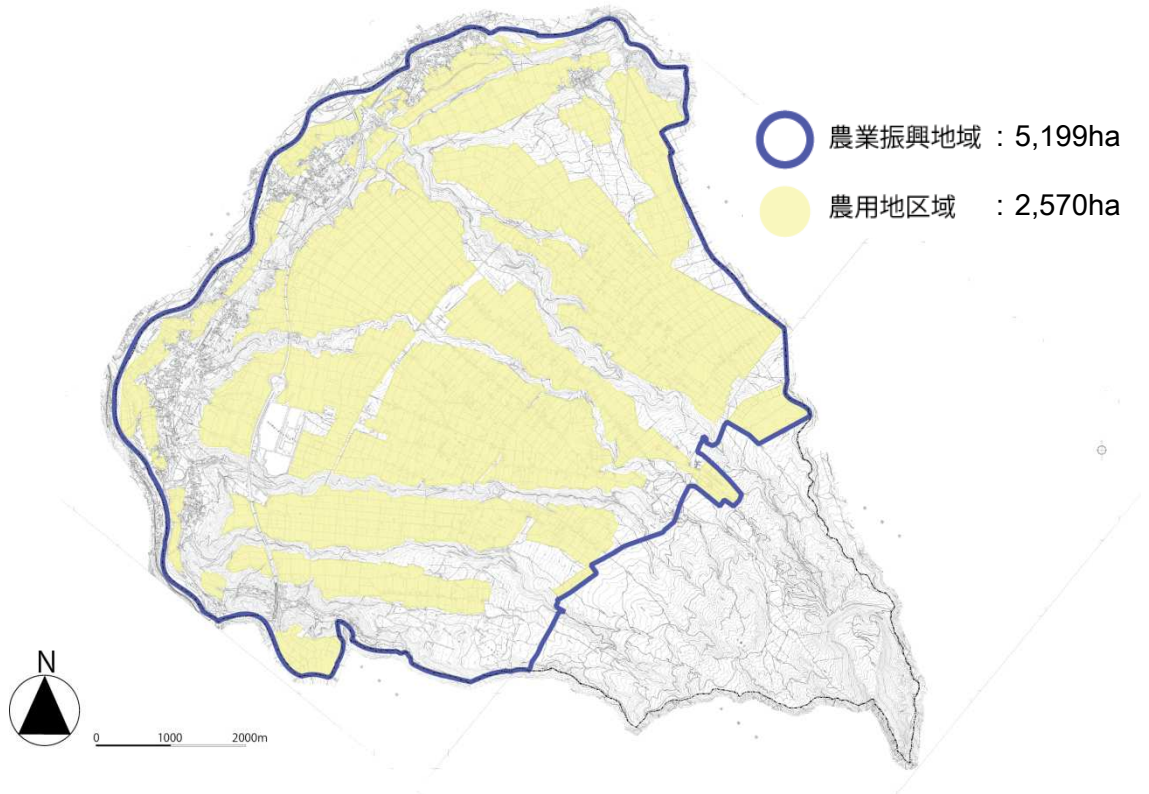


景域内の4市町村が、ぐんまりフレッシュ高原リゾート構想の特定地域となっているが、他の町村も恵まれた自然や景観資源を有しており、赤城山・武尊山・谷川岳等を活かした景観形成や、利根川・片品川等の河川景観の保全・活用、広域観光ルート「日本ロマンチック街道」沿道の整備と修景、温泉等の景観資源のネットワーク化や景観資源の掘り起こしを行うなど、高原リゾート地にふさわしい景観形成を推進するとともに、尾瀬等の恵まれた自然の保全を図り、赤城山、武尊山、谷川岳等の山並に抱かれた伝統的な落ち着いた山里景観を保全・形成する。

(2) 現況法規制内容の整理

1) 農業振興地域の整備に関する法律による規制

村内の農業振興地域、農用地区域の指定状況は下図の通りである。



資料：農業振興地域図（H5）

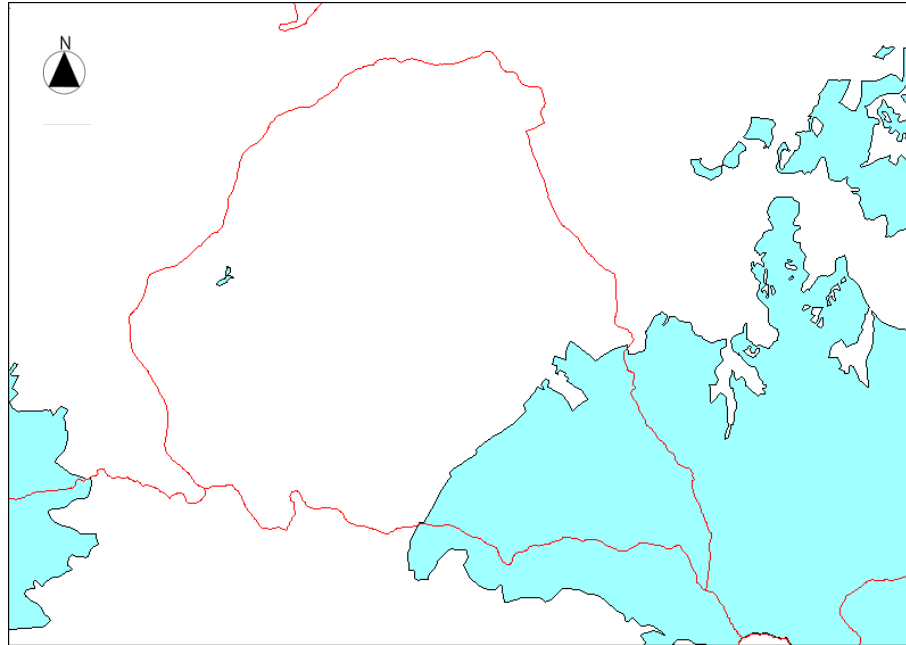
農業振興地域・農用地区域の指定状況



## 2) 森林法による規制

○国有林の指定状況(着色部が国有林)

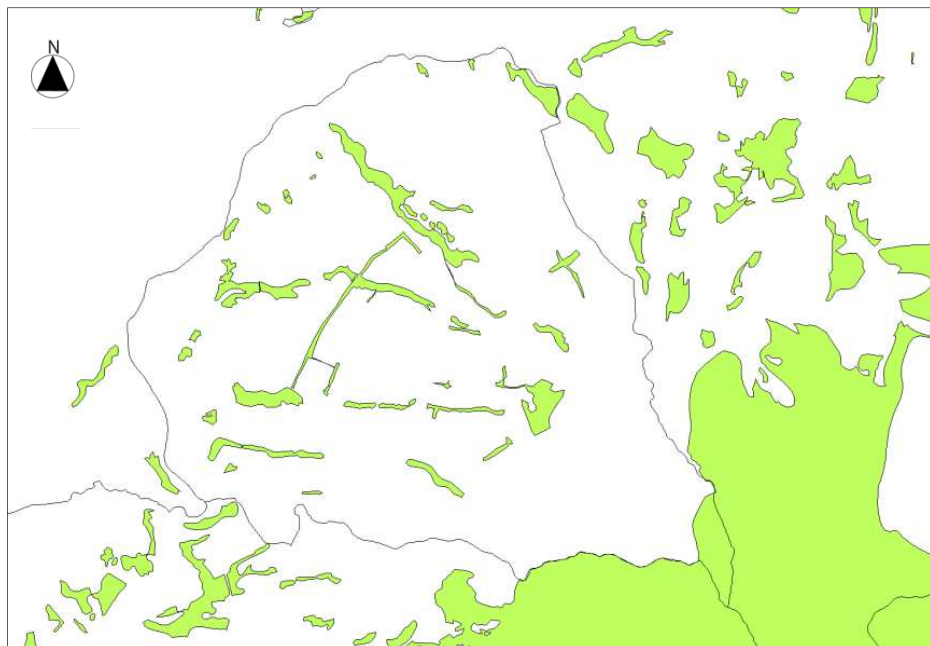
国有林面積：1,185ha(群馬県統計情報提供(H20))



資料：国土数値情報 HP

○保安林の指定状況(着色部が保安林)

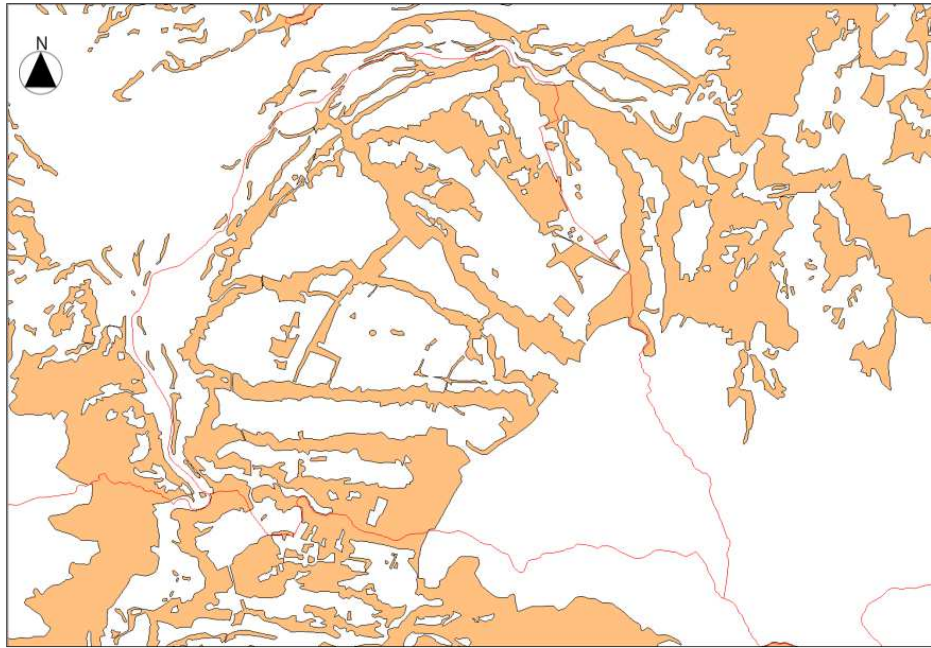
保安林面積：



資料：国土数値情報 HP

○民有林の指定状況(着色部が民有林)

民有林面積：1,438ha(群馬県統計情報提供(H20))



資料：国土数値情報 HP

## 2. 村の概要

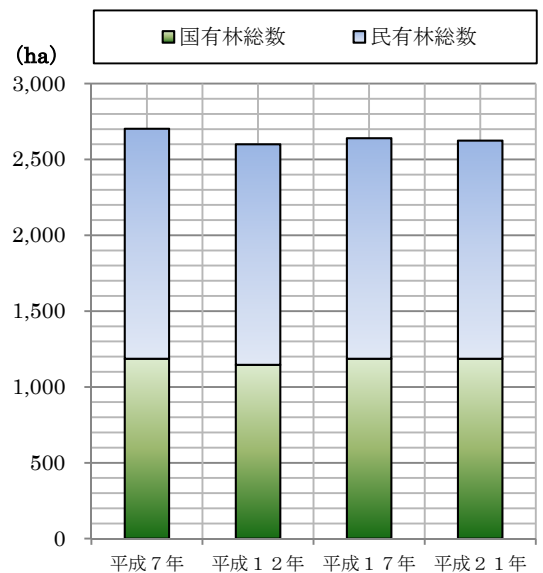
### (1) 自然状況

昭和村は、群馬県北部の利根郡にあり、総面積 64.17k m<sup>2</sup>、東西 10.8 km、南北 9.8 km の広がりを持つ。赤城山を要とした扇状の、なだらかな河岸段丘と一級河川である利根川・片品川に臨んでいる。

標高は 260m から 1,461m までと差が大きく、500m から 800m 付近まではなだらかな傾斜の赤城高原を形成している。

村の気温は、平均気温 11.6 度、最低気温は -5 度まで下がることもあり、夏場は 30 度以上になる。

また、村の面積の約 4 割を森林が占めている。



資料：群馬県統計情報提供システム

森林面積推移

### 【赤城山】

赤城山は、およそ 50 万年前に噴火が始まり、繰り返す噴火により富士山型の山へと成長した。また、鈴ヶ岳のような側火山をつくり多くの火砕流を流出した。雨が山を削り砂礫を山麓に堆積して広大な斜面をつくりだしている。こうして、現在の赤城火山麓扇状地を作り出した。



赤城高原の景色

## (2) 歴史・文化

江戸時代には、川額、森下、椽久保、糸井、貝野瀬、生越の6つの村に分かれており、勢多郡地域に属していた。

当時、本村には赤城山の西麓を経由する沼田街道が通っており、前橋と沼田、越後や会津へとつながっていたことから、沼田藩士の参勤交代にも使われ、多くの人馬や生活物資が行き交い、森下も宿場として栄えた。街道は物資の流通の他に、京都や江戸の新しい文化も伝わることとなった。

明治22年の町村制施行により、川額村、森下村、椽久保村が合併して『久呂保村』となる。村の村名の久呂保は万葉歌に『久呂保の嶺呂』と詠まれたことに由来している。同じく、糸井村と貝野瀬村が合併して『糸之瀬村』ができる。糸之瀬村の村名は両村から糸と瀬を取って付けられた。

その後、昭和23年4月には久呂保村が旧赤城村永井地区の一部を編入し、昭和33年に久呂保村と糸之瀬村が合併して昭和村となった。

その後、昭和36年に旧利根村大字生越を編入。昭和村という村名は村民からの公募により決定し、江戸時代にあった6村は大字名として残っている。

明治期には養蚕業で栄え、養蚕を行うための養蚕民家が多数建てられた。養蚕民家は、糸井・貝野瀬・生越・椽久保・森下・川額を合わせ400棟ほど現存している。特に、旧糸之瀬村区域では、大規模な養蚕民家が今でも多く現存しており、建築面積が100坪を超える大規模なものもみられる。また、川額・森下の両地区では養蚕の神とされる諏訪大明神の信仰が厚く、現在でも伝統祭である「かつぎまんどう」が行われている。茅葺きの養蚕民家は幕末頃に建てられはじめ、その後、養蚕規模の拡大により、板葺きの大規模な養蚕民家が形成されていったものといわれている。



養蚕民家



集落沿道



### (3) 最近の動向

昭和60年10月2日、東京都練馬区から新潟県長岡市をつなぐ関越自動車道が全線開通する。本村には、片品川橋と永井川橋の長大な橋梁が整備された。

平成10年3月に昭和インターチェンジが完成した。インター整備による交通利便性の向上により、工業団地の造成や企業進出、農業振興、観光振興など、村の大きな変換点となった。また、昭和インター近くには農産物直売所「旬菜館」を開設し、平成23年7月に道の駅「あぐりーむ昭和」がオープンし、賑わっている。

昭和村にインターチェンジが開設と同時期に開発された昭和関屋工業団地には、キヤノン電子(株)が平成11年2月より操業開始した。これにより、昭和村の就労者と製造品出荷額を飛躍させ、地域の活気と雇用を生んだ。また、キヤノン電子(株)のほかにも、味の素ファインテクノ(株)、藤森工業(株)、佐藤運送(株)の3社が同19年から操業を開始した。

また、本村の農村景観等の地域資源や地域の取り組みが評価され、平成21年10月に「日本で最も美しい村連合」に加盟した。



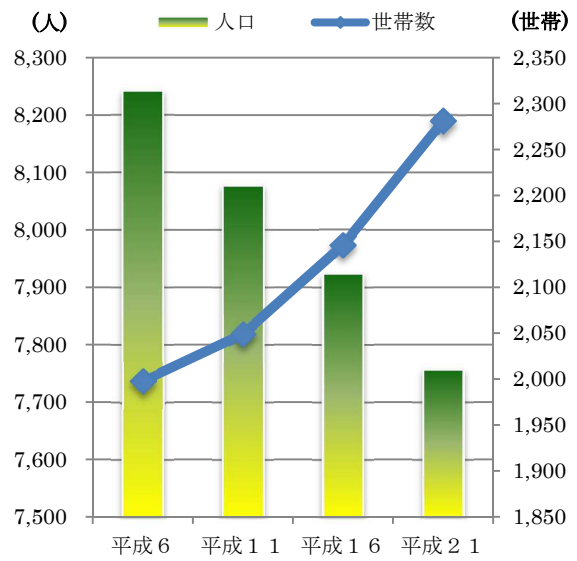
昭和インターチェンジと昭和関屋工業団地



#### (4) 人口・世帯

本村の人口は平成6年で8,242人であったが、平成21年には7,757人と、15年間で約500人減少している。

なお、昭和村第4次総合計画では、目標年次の平成26年時点の目標人口を7,800人としているが、平成21年時点で目標人口を下回っている。



資料：庁内資料

総人口と総世帯数

#### (5) 土地利用

本村の土地利用現況は右表の通りである。

概ね40%の約2554.5haが畑地として利用されているが、田は1.1%程であり、耕作地のほとんどが畑地となっている。一方で宅地は5%を下回っている。

種別	面積 (ha)	総面積に占める割合
田	73.49	1.1%
畑	2554.46	39.8%
宅地	290.77	4.5%
池沼	1.79	0.003%
山林	966.74	15.1%
原野	115.42	1.8%
雑種地	223.86	3.5%
その他	2190.31	34.1%
計	6417ha	100%

資料：庁内資料

## (6) 建物用途

本村の建物利用の現況は下表の通りである。

木造・非木造の床面積計算での構成比は、約 6 割が木造、約 4 割が非木造である。

全体に占める割合が大きいのは、木造の専用住宅（25.5%）、非木造の工場・倉庫・市場（20.0%）であり。棟数では、最も多いのが木造の専用住宅で 2111 棟、次いで木造の附属家が多い状況である。

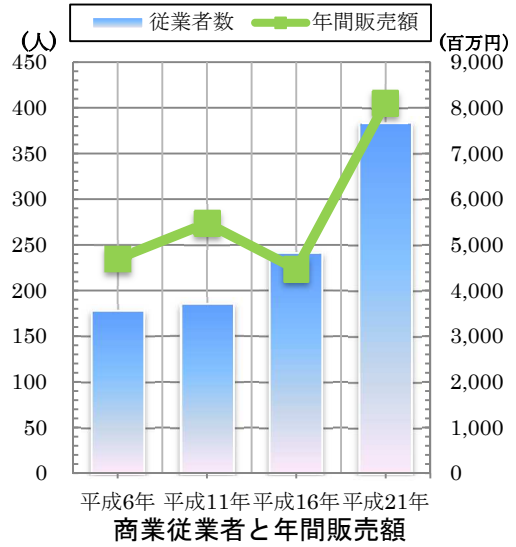
表 建物用途の現況

	種別	木造		
		棟数	床面積 (㎡)	全体に占める割合
木造	専用住宅	2,111	235,113	25.5%
	共同住宅・寄宿舍	49	5,383	0.6%
	併用住宅	89	10,494	1.1%
	農家住宅	711	131,366	14.3%
	旅館・料亭・ホテル	1	598	0.1%
	事務所・銀行・店舗	54	4,855	0.5%
	劇場・病院	3	265	0.0%
	工場・倉庫	100	12,188	1.3%
	土蔵	284	17,743	1.9%
	附属家	1,782	127,982	13.9%
非木造	住宅・アパート	241	24,454	2.7%
	病院・ホテル	3	4,611	0.5%
	事務所・店舗・百貨店、 銀行	75	12,512	1.4%
	工場・倉庫・市場	437	184,182	20.0%
	その他	1,910	149,490	16.2%
	木造計	5,184	545,987	59.3%
	非木造計	2,666	375,249	40.7%
	合計	7,850	921,236	100.0%

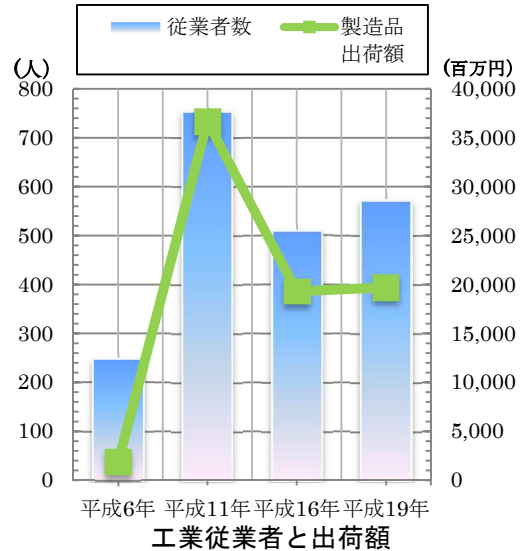
資料：庁内資料

### (7) 商工業別動向

本村における商業従業者数は、平成6年の178名から平成21年の384名へと倍増しており、年間販売額も併せてほぼ倍増と推移している。また、工業従業者については、関屋工業団地の稼働により、平成6年と平成11年ではほぼ3倍近くに増加している。その後約10年間は、規模を下げて横ばいに推移している。出荷額については、工業団地稼働前後で約20倍に増加し、その後は約半分に規模を下げて推移している。



資料：庁内資料

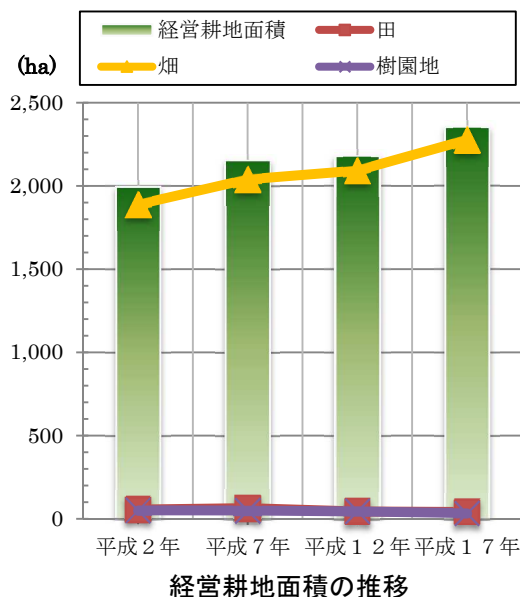


資料：庁内資料

### (8) 農業動向

平成2年から平成17年までは総経営耕地面積で約18%程度拡大し、併せて畑地も増加しています。平成17年時点で耕地面積に占める畑地の割合は、約97%となっている。

平成17年の作付面積別の内訳は、次頁の図の通りであり、最も広いのがレタスの632haで全体の33%を占めている。



資料：庁内資料

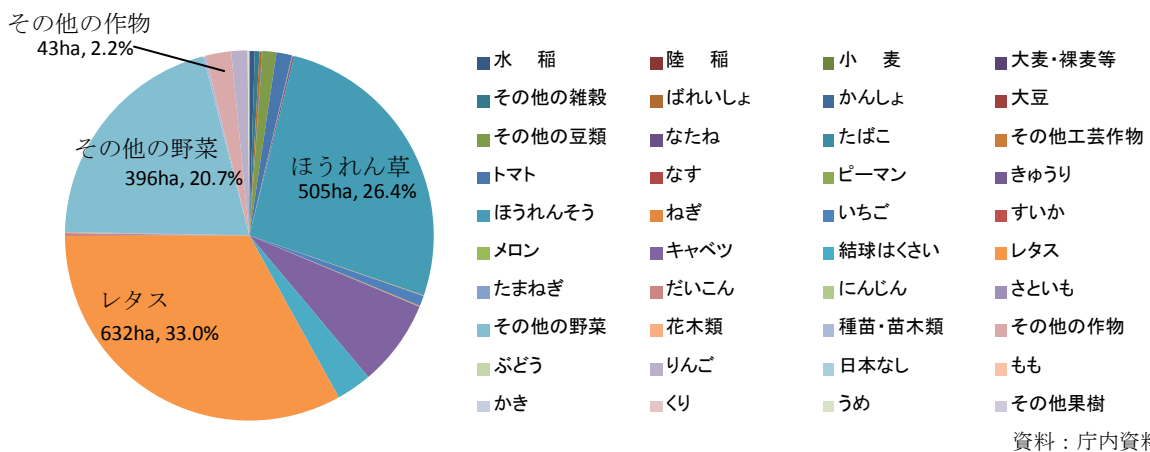
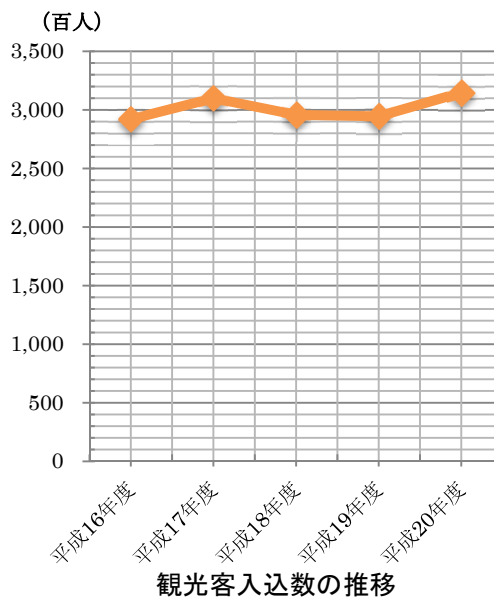


図 作付面積内訳 (平成 17 年)

(9) 観光動向

観光客入込数は概ね 30 万人程度を横ばいに推移している。



資料：庁内資料



## 参考2 村民アンケート調査

### 1. 村民アンケート概要

#### (1) アンケートの目的

景観計画策定に向け、村民が日常に感じている景観や景観をよくするためのアイデアなどを広範に収集し、計画に反映させるため。

#### (2) アンケート内容

実施時期	平成24年9月25・26日～10月10日
アンケート対象	村民・企業
配布数	2,333
回収数	1,570
回収率	67.3%



### (3) アンケート調査票

**問 12** 今後、「地区の景観づくりに対する活動」に参加したいとお考えですか。  
(1つだけ選んで番号に「O」をつけてください。)

1. 積極的に参加したい。	3. あまり参加したくない。
2. 条件が合えば参加したい。	4. 参加しない。

**問 13** あなたが「景観づくりの活動」を進めるために必要な項目をお答えください。  
(あてはまるものを2つまで選んで番号に「O」をつけてください。)

1. 景観づくりに関する情報
2. 若い世代との交流を促進するための取組み
3. セミナーや講習会などの景観に対する学習の機会
4. 地区の住民と一緒に景観づくりに取組むことのできる仕組み
5. 地区の景観づくりのための資金援助や専門家派遣などの取組み
6. 景観づくりのリーダーとなるような人材育成
7. 住民、事業者、行政がともに景観について考える協議会の設置
8. その他 ( )

**5 自由意見**

**問 14** 最後に将来の景観づくりに向けたアイデアやご意見があればお聞かせください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

**○昭和村の景観に関するアンケート調査○**  
発行：昭和村 企画課

**1 あなたご自身についてお聞きします。**

**問 01** あなたの「性別」をお答えください。  
(1つだけ選んで番号に「O」をつけてください。)

1. 男性	2. 女性
-------	-------

**問 02** あなたの「年齢」をお答えください。  
(1つだけ選んで番号に「O」をつけてください。)

1. 10歳代	5. 50歳代
2. 20歳代	6. 60歳代
3. 30歳代	7. 70歳代
4. 40歳代	8. 80歳以上

**問 03** あなたの「お住まいの地区」をお答えください。  
(1つだけ選んで番号に「O」をつけてください。)

1. 川 登	5. 員野郷
2. 森 下	6. 生 越
3. 穂久保	7. 赤城原
4. 糸 井	8. その他 ( )

**2 現在の昭和村全体の景観についてお聞きします。**

**問 04** 昭和村全体の景観について、どのくらい「満足」していますか。  
(それぞれの項目について1つだけ選んで「O」をつけてください。)

項 目	満 足	まあ満足	普通	やや不満	不 満
1. 山並みなどの自然景観	1	2	3	4	5
2. 畑の広がる農業景観	1	2	3	4	5
3. 集落地の景観	1	2	3	4	5
4. 役場周辺の市街地景観	1	2	3	4	5
5. 河川などの水辺景観	1	2	3	4	5
6. 主要な道路沿いの景観	1	2	3	4	5
7. 歴史的、文化的な景観	1	2	3	4	5
8. 村全体の雰囲気	1	2	3	4	5

**3 景観づくりの方針について、お聞きします。**

**問 08** 昭和村らしい景観づくりに向けて、どのようなことが「大切」だと思いますか。  
(あてはまるものを2つまで選んで番号に「O」をつけてください。)

1. 赤城高原などの自然景観を現状の姿のままで保存する。
2. 主要な道路沿道の景観整備を進め、昭和村を訪れた人の目を引くようにする。
3. 道の駅や昭和の森などの観光拠点を中心とした景観整備を進め、集客力の向上を図る。
4. 糸井・森下地区などの歴史的、文化的な景観を保存または整備し、地域の活性化を図る。
5. 後背地に広がる自然だけではなく、周囲にも緑豊かなゆとりある景観づくりを進める。
6. 空き家や空き家などを管理しながら、街並み景観を保全または整備する。
7. 農地や山並みと調和した住宅地、集落景観を保全または整備する。
8. その他 ( )

**問 09** 景観づくりを進めるためのルールとして、どのような「ルール」が必要だと思いますか。  
(あてはまるものをすべて選んで番号に「O」をつけてください。)

1. 屋外広告物の大きさや設置位置に関するルール
2. 建築物や工作物における派手な色彩を抑えるためのルール
3. 建築物の高さや大きさに関するルール
4. 瓦土葺きや瓦葺きに関するルール
5. 山並みを乱さないために鉄塔の立地や木の伐採を抑制するためのルール
6. 建築物や工作物の周辺における緑化を保全するためのルール
7. 農地の景観を守るためのルール
8. 空き家や空き家を管理するためのルール
9. その他のルール ( )

**4 景観づくりの取組みへの参加について、お聞きします。**

**問 10** あなたは自分の住む村の風景や家並みに関心がありますか。  
(1つだけ選んで番号に「O」をつけてください。)

1. 大に関心がある。	4. あまり関心がない。
2. まあまあ関心がある。	5. まったく関心がない。
3. どちらとも言えない。	6. その他 ( )

**問 11** あなたは景観を良くするため、実際に何か「現在取り組んでいること」はありますか。  
(あてはまるものをすべて選んで番号に「O」をつけてください。)

1. 地域や学校で花や緑を増やす活動に参加している。
2. 地域や近所の人と身近な環境美化の活動に参加している。
3. 自宅などの建築物を周囲の景観に調和させている。
4. 特に何もしていない。
5. その他 ( )

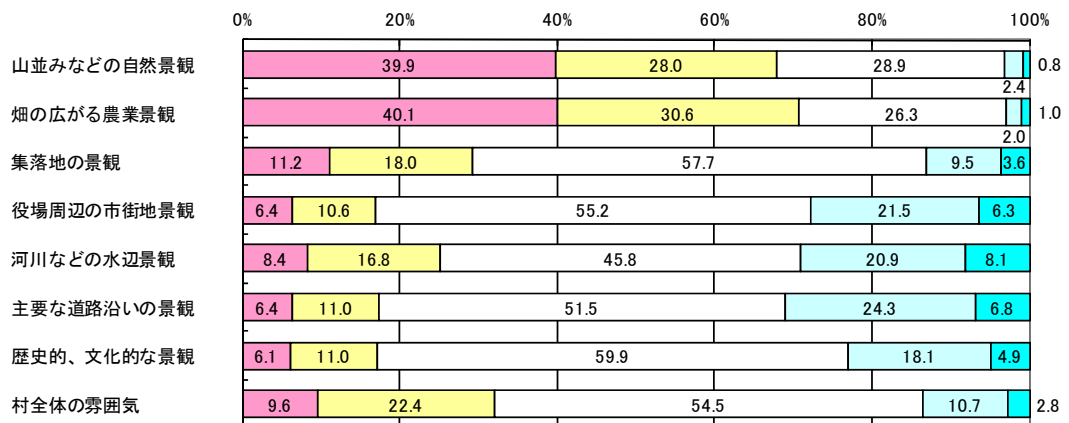
## 2. 質問毎の村民アンケート結果

### (1) 現在の昭和村全体の景観について

1) 問 04 -昭和村全体の景観について、どのくらい「満足」していますか。

村内の景観で満足していると答えた割合が最も多かったのは、【山並みなどの自然景観】で、次いで【畑の広がる農業景観】が挙げられている。また、【畑の広がる農業景観に】については、満足・まあ満足と答えた人が7割を超える結果となった。

項目	満足	まあ満足	普通	やや不満	不満	無回答	計
1. 山並みなどの自然景観	589	413	427	35	12	94	1,570
	39.9%	28.0%	28.9%	2.4%	0.8%	-	100.0%
2. 畑の広がる農業景観	582	444	382	29	15	108	1,560
	40.1%	30.6%	26.3%	2.0%	1.0%	-	100.0%
3. 集落地の景観	159	254	815	135	51	150	1,564
	11.2%	18.0%	57.7%	9.5%	3.6%	-	100.0%
4. 役場周辺の市街地景観	91	150	783	304	89	145	1,562
	6.4%	10.6%	55.2%	21.5%	6.3%	-	100.0%
5. 河川などの水辺景観	118	238	648	295	114	149	1,562
	8.4%	16.8%	45.8%	20.9%	8.1%	-	100.0%
6. 主要な道路沿いの景観	91	156	733	346	97	143	1,566
	6.4%	11.0%	51.5%	24.3%	6.8%	-	100.0%
7. 歴史的、文化的な景観	86	155	846	255	69	159	1,570
	6.1%	11.0%	59.9%	18.1%	4.9%	-	100.0%
8. 村全体の雰囲気	138	324	787	154	41	125	1,569
	9.6%	22.4%	54.5%	10.7%	2.8%	-	100.0%



満足   
 まあ満足   
 普通   
 やや不満   
 不満

2) 問 05-「景観を損ねている」と感じる項目をお答えください。

景観を損ねる要素として最も多く挙げられたのは【ごみの不法投棄や廃棄物等の野積み】、次いで【耕作されずに荒れ果てた農地】が挙げられた。

選択肢	件数	比率	0%	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%
1. 樹木の伐採により山肌が見える山並み	137	8.7%		8.7%						
2. 山頂などに突き出たアンテナや鉄塔	288	18.3%		18.3%						
3. 汚れた川や水面	312	19.9%		19.9%						
4. 屋外広告物や案内標識	145	9.2%		9.2%						
5. 色やデザインに統一感のない街並み	220	14.0%		14.0%						
6. 電柱や電線類	252	16.1%		16.1%						
7. 放置された自転車や自動車	208	13.2%		13.2%						
8. 道路や橋などの土木構造物	144	9.2%		9.2%						
9. ごみの不法投棄や廃棄物等の野積み	741	47.2%					47.2%			
10. 空き地や空き家などの増加	383	24.4%			24.4%					
11. 耕作されずに荒れ果てた農地	502	32.0%				32.0%				
12. 開発行為に伴う残土置場や資材置場	100	6.4%		6.4%						
13. その他	94	6.0%		6.0%						
無回答	163	10.4%		10.4%						
計	3,689									

3) 問 06-あなたが「未来に残したい風景」や「好きな景観」はどこだとお考えですか。

質問は自由記入で回答頂くものとし、記載された回答を内容毎に整理・分類して下表のようにとりまとめた。

「未来に残したい風景」・「好きな景観」として最も多く挙げられたのは【畑の風景】で、次いで【自然】が多く挙げられた。山並みについては、谷川岳の眺望を挙げる回答が多く、中でも赤城高原からの谷川岳を挙げる回答が多かった。

総回答件数：687（複数回答含む）

場所や景観・風景	件数	〇〇から見た場所や景観・風景	件数
畑の風景	74	谷川岳	41
自然	48	・赤城高原から見た谷川岳	7
赤城高原	33	・望郷ラインから見た谷川岳	6
山並みと畑の風景	28	・赤城高原から見た谷川岳	5
片品川	22	・昭和インターから見た谷川岳	3
河岸段丘	22	・中野地区から見た谷川岳	3
山並み	21	山並み	35
赤城原	19	・赤城高原から見た山並み	9
農村の風景	15	・望郷ラインから見た山並み	7
望郷ライン	13	・赤城原から見た山並み	5
昭和村総合運動公園	12	・昭和インターから見た山並み	3
道の駅周辺	10	子持山	30
子持山	10	・赤城原から見た子持山	4
昭和インター	8	・赤城高原から見た子持山	3
神社、お寺	8	武尊山	26
養蚕民家	6	・赤城高原から見た武尊山	5
赤城山	5	・赤城原から見た武尊山	3
伝統行事	5	・中野地区から見た武尊山	3
沿道の景色	4	沼田方面	26
昭和の森山荘	4	・赤城原から見た沼田方面	7
雲昌寺	4	・望郷ラインから見た沼田方面	7
文化財等	4	・昭和村総合運動公園から見た沼田方面	3
片品川と利根川が合流地域	4	風景・景色	19
千年の森	3	・万延橋から見た風景・景色	5
阿呷城跡	3	・望郷ラインから見た風景・景色	3
昭和中学校付近	3	山並みと畑の風景	9
谷川岳	3	・赤城高原から見た山並みと畑の風景	3
町並み	3	片品川	8
万延橋	2	・二恵橋から見た片品川	6
道祖神	2	赤城山	7
ふれあいグリーンパーク	2	畑の風景	6
今の風景	2	三国山脈	5
森下宿	2	河岸段丘	4
阿呷岩	2	榛名山	3
伏田発電所	2	夜景	3

4) 問 07-今後、「特に重点的に景観への取組みが必要な場所」はどこだとお考えですか。

質問は自由記入で回答頂くものとし、記載された回答を内容毎に整理・分類して下表のようにとりまとめた。

「特に重点的に景観への取組みが必要な場所」として最も多く挙げられたのは【河川の整備や美化、散策道の設置など】で特に片品川が多く挙げられ、次いで【道路・歩道等の整備や管理など】について多く意見が寄せられた。

総回答件数：449（複数回答含む）

場 所 等	件数	場 所 等	件数
河川の整備や美化、散策道の設置など	68	コスモス畑の改善など	3
・うち片品川	25	豪雨災害等の対策	3
・うち利根川	7	文化財等の保存	3
・うち片品川・利根川合流部	1	工業団地	2
道路・歩道等の整備や管理など	52	ロマンチック街道の美化、整備など	2
役場、役場周辺の整備など	38	雲昌寺の大ケヤキ	2
昭和インター周辺の整備や景観への配慮など	26	屋外広告物の規制等	2
ゴミのポイ捨てなどのマナーの改善など	24	街並み	2
道路沿いの土手や森林などの手入れ	20	中野、大河原地区	2
あぐりーむ昭和の周辺	20	東小学校周辺	2
未耕作地の対策や農地の景観の保存など	17	道路沿いの家並	2
空地や空き家の対策など	16	ごみ集積場所	1
堆肥などの臭い対策	13	新築住宅の色彩など	1
望郷ラインや君河原橋下の廃車の対策	13	山側(開拓)と川側(役場)の一体感	1
望郷ライン沿いの整備など	12	阿岨岩の景観	1
養蚕民家や古民家の保全・活用など	12	岩本駅周辺	1
昭和村総合運動公園	10	旧南小跡地の整備	1
観光案内や案内板の設置など	7	元保育園	1
河岸段丘	6	糸井周辺	1
赤城高原の景観	6	清流の里の整備	1
神社、寺の環境整備など	5	石尊様	1
農業作業時のマナーなど	5	千年の森	1
森下宿の景観の保全など	5	村の中心的な所	1
赤城原の景観	5	中学校周辺	1
街灯の設置などの安全対策	4	長者久保の沢の道路の整備	1
現状を維持する	4	広域農道沿いのゴミや森林整備	1
電柱・電線の地中化	4	その他	13
昭和の森	4		

## (2) 景観づくりの方針について

- 1) 問 08-昭和村らしい景観づくりに向けて、どのようなことが「大切」だと思いますか。

昭和村らしい景観づくりに大切なこととして最も多く挙げられたのは【赤城高原などの自然景観を現在の姿のままで保存する】で、次いで【道の駅や昭和の森などの観光拠点を中心とした景観整備を進め、集客力の向上を図る】であった。

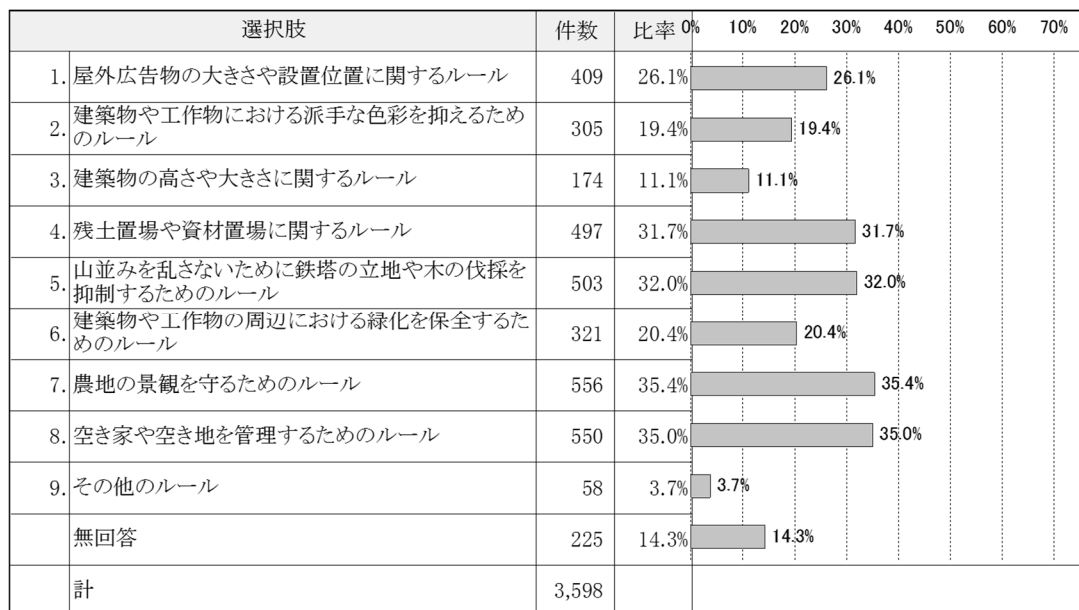
選択肢		件数	比率	0%	20%	40%	60%
1.	赤城高原などの自然景観を現在の姿のままで保存する。	621	39.6%			39.6%	
2.	主要な道路沿道の景観整備を進め、昭和村を訪れた人の目を引くようにする。	502	32.0%		32.0%		
3.	道の駅や昭和の森などの観光拠点を中心とした景観整備を進め、集客力の向上を図る。	542	34.5%			34.5%	
4.	糸井・森下地区などの歴史的、文化的な景観を保存または整備し、地域の活性化を図る。	254	16.2%		16.2%		
5.	後背地に広がる自然だけではなく、周囲にも緑豊かなゆとりのある景観づくりを進める。	238	15.2%		15.2%		
6.	空き地や空き家などを管理しながら、街並み景観を保全または整備する。	251	16.0%		16.0%		
7.	農地や山並みと調和した住宅地、集落景観を保全または整備する。	232	14.8%		14.8%		
8.	その他	43	2.7%	2.7%			
	無回答	150	9.6%	9.6%			
	計	2,833					



2) 問 09-景観づくりを進めるためのルールとして、どのような「ルール」が必要だと思いますか。

景観づくりを進めるためのルールとして必要と思うものとして最も多く挙げられたのは【農地の景観を守るためのルール】で、次いで【空き家や空き地を管理するためのルール】が挙げられた。

また、本設問の回答は票が分散しており、他にも【山並みを乱さないために鉄塔の立地や木の伐採を抑制するためのルール】や【残土置き場や資材置き場に関するルール】等も多く挙げられている。

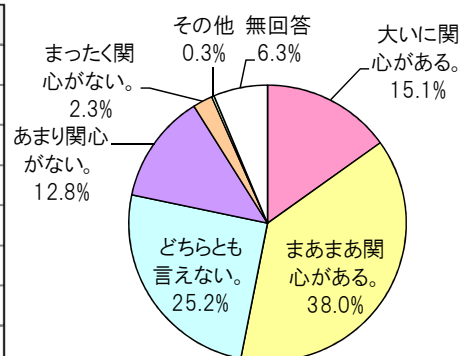


### (3) 景観づくりの取組みへの参加について

1) 問 10-あなたは自分の住む村の風景や家並みなどに関心がありますか。

村の風景や家並みに関心がある・まあまあ関心があると答えた回答は、全体の53.1%ほどとなり、回答者の半数以上が関心があると答えた。

選択肢	件数	比率
1. 大いに関心がある。	237	15.1%
2. まあまあ関心がある。	596	38.0%
3. どちらとも言えない。	395	25.2%
4. あまり関心がない。	200	12.8%
5. まったく関心がない。	36	2.3%
6. その他	4	0.3%
無回答	99	6.3%
計 (N値)	1,567	100.0%



2) 問 11-あなたは景観を良くするため、実際に何か「現在取り組んでいること」はありますか。

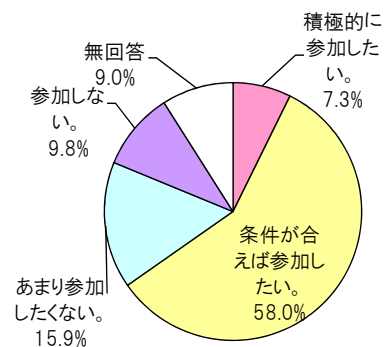
景観をよくするための活動について、半数以上の人【特に何もしていない】を挙げた。一方で、具体的な活動として最も取り組んでいると答えた回答が多かったのは【地域や近所の人と身近な環境美化の活動に参加している】であった。

選択肢		件数	比率	0%	20%	40%	60%	80%
1.	地域や学校で花や緑を増やす活動に参加している。	158	10.1%					
2.	地域や近所の人と身近な環境美化の活動に参加している。	298	19.0%					
3.	自宅などの建築物を周囲の景観に調和させている。	183	11.7%					
4.	特に何もしていない。	878	55.9%					
5.	その他	72	4.6%					
無回答		128	8.2%					
計		1,717						

3) 問 12-今後、「地区の景観づくりに対する活動」に参加したいとお考えですか。

地区の景観づくりに対する活動に最も多く回答が挙げられたのは【条件が合えば参加したい】で、【積極的に参加したい】・【条件が合えば参加したい】と答えた方は全体の 65.3%であった。

選択肢	件数	比率
1. 積極的に参加したい。	115	7.3%
2. 条件が合えば参加したい。	909	58.0%
3. あまり参加したくない。	249	15.9%
4. 参加しない。	154	9.8%
無回答	141	9.0%
計 (N値)	1,568	100.0%



4) 問 13-あなたが「景観づくりの活動」を進めるために必要な項目をお答えください。

景観づくりの活動に必要なこととして最も多く挙げられたのは【地区の住民と一緒に景観づくりに取り組むことできる仕組み】であり、次いで【景観づくりに関する情報】が挙げられている。

選択肢	件数	比率	0%	20%	40%	60%
1. 景観づくりに関する情報	486	31.0%			31.0%	
2. 若い世代との交流を促進するための取組み	247	15.7%		15.7%		
3. セミナーや講習会などの景観に対する学習の機会	118	7.5%		7.5%		
4. 地区の住民と一緒に景観づくりに取り組むことのできる仕組み	653	41.6%			41.6%	
5. 地区の景観づくりのための資金援助や専門家派遣などの取組み	214	13.6%		13.6%		
6. 地区の景観づくりのための資金援助や専門家派遣などの取組み	172	11.0%		11.0%		
7. 住民、事業者、行政がともに景観について考える協議会の設置	401	25.5%		25.5%		
8. その他	31	2.0%		2.0%		
無回答	257	16.4%		16.4%		
計	2,579					

(4) 問 14-最後に将来の景観づくりに向けたアイデアやご意見があればお聞かせください。

本設問は自由記入による回答形式をとり、263件の回答を受けた。回答を内容毎に分類・整理した。長文で複数の項目に亘る回答については、その内容毎に分類し、集計した。また、景観づくりに対する反対と読み取れる回答は10件であった。

項目	件数
景観活動や景観整備などに関すること	98
景観づくりの取組み方や考え方に関すること	87
道路等の整備改善に関すること	25
観光に関すること	24
行政に関すること	21
その他	19
マナーに関すること	17
既存施設（公共含む）に関すること	14
安全・安心に関すること	14
地元コミュニティに関すること	2

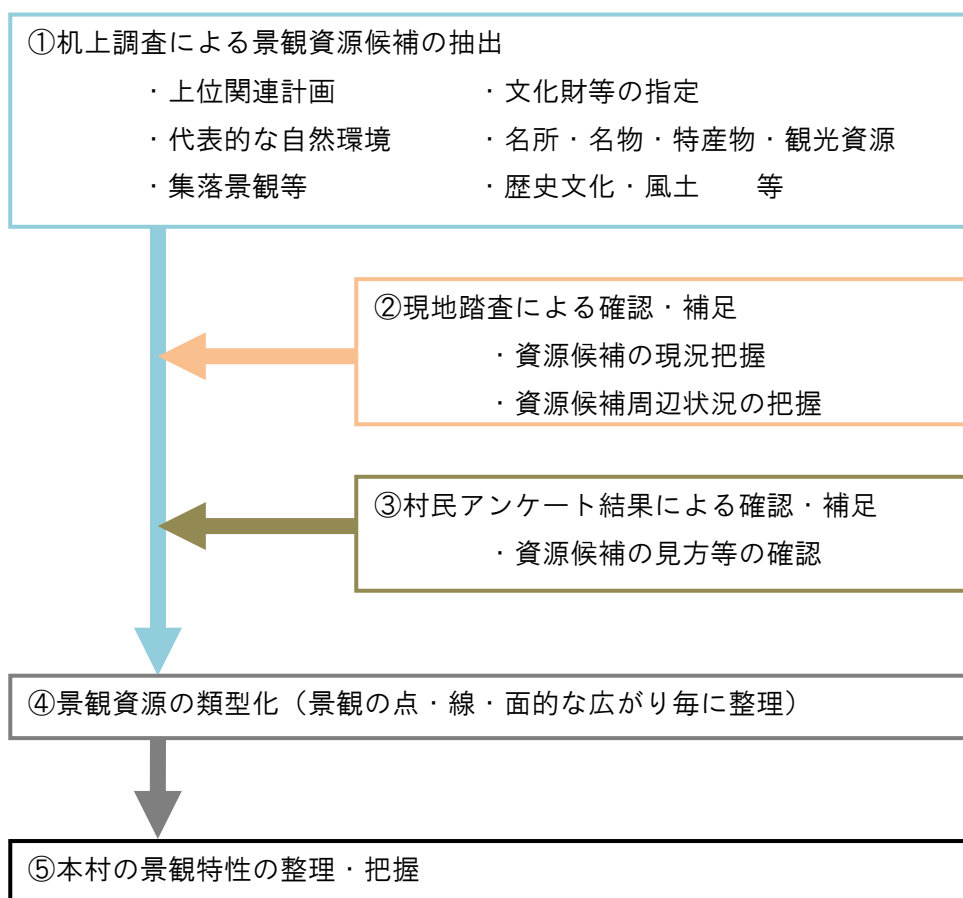
## 参考3 景観資源調査

### 1. 景観資源調査の考え方

景観資源については、文献等による机上調査による抽出と、現地踏査による洗い出し・追加の上、村民アンケート結果による項目の追加を基本として検討する。その際、景観資源は、自然系・歴史系・社会生活系・心象系の各景観要素として種別毎に整理した上で、その景観の広がりや形態毎（点・線・面）に類型化し本村の景観特性としてとりまとめる。

表 景観資源の種別

自然系景観資源	・地形      ・山なみ      ・水辺      ・森林
歴史系景観資源	・寺社、文化財、史跡等      ・祭事 ・集落景観（養蚕民家）      ・重要樹木
社会生活系景観資源	・沿道景観      ・公共施設      ・各種施設      ・農村景観 ・集落景観      ・関屋工業団地
心象系景観資源	・アンケート調査による村民の好きな風景



## 2. 各種景観資源の状況

### (1) 自然系景観資源

- ・地形・山なみ：河岸段丘

赤城山、武尊山、谷川岳、子持山、三国連山等周辺の山々



河岸段丘と山なみ



河岸段丘と山なみ

- ・水辺：片品川、利根川、入沢川など村内を流れる河川等



片品川



利根川

- ・森林：国土利用計画に基づく森林地域



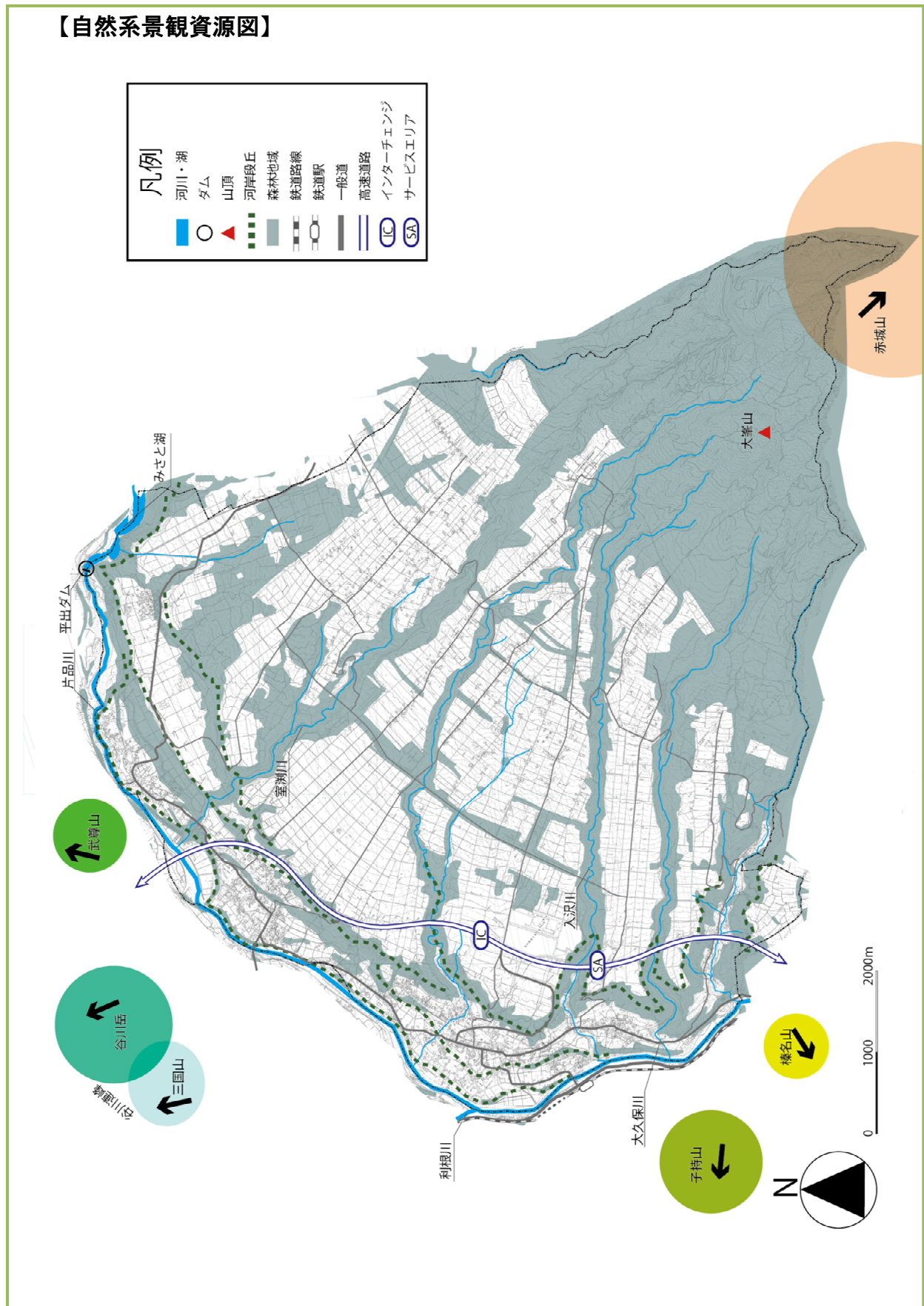
沢沿いの斜面緑地



保安林（防風林）



【自然系景観資源図】





(2) 歴史系景観資源

・寺社、文化財、史跡等

No.	種別	種別	名称
1	県指定	天然記念物	雲昌寺の大ケヤキ
2	県指定	史跡	長井坂城跡
3	村指定	重要文化財	武尊神社舞殿
4	村指定	重要文化財	清水の松尾観世音
5	村指定	重要文化財	円乗院の宝篋印塔
6	村指定	重要文化財	田岸の宝篋印塔
7	村指定	重要文化財	小高神社神楽殿
8	村指定	史跡	長慶寺の板碑
9	村指定	史跡	森下古墳群(御門塚)
10	村指定	史跡	森下城跡
11	村指定	史跡	阿岨城跡
12	村指定	史跡	加藤丹波守腹切石
13	村指定	史跡	十日塚古墳
14	村指定	史跡	宮ノ前縄文遺跡
15	村指定	史跡	岩下清水古墳群
16	村指定	史跡	八日市古墳群
17	村指定	史跡	生越の横井戸
18	村指定	史跡	出入の湧水池
19	村指定	史跡	鍛屋地古墳



長井坂城跡



生越の横井戸



武尊神社舞殿



円乗院の宝篋印塔

・ 寺社

No.	名称	No.	名称
1	恵光寺	9	正禅寺
2	川龍寺	10	薬師寺
3	小高神社	11	八幡宮
4	清雲寺	12	雲昌寺
5	長慶寺	13	東照宮
6	千賀戸神社	14	箱根神社
7	大森神社	15	十二山神社
8	遍照寺	16	松之木神社



小高神社



小高神社神楽殿

・ 祭事等

No.	祭事名
1	永井箱根神社の太々神楽
2	川額八幡宮のかつぎまんどう
3	糸井地区のなんまいだ



糸井地区のなんまいだ

・重要樹木

No.	樹木名
1	雲昌寺の大ケヤキ
2	正禅寺のケヤキ
3	泉坂ノ上のモミ
4	忠霊塔のサクラ
5	清水観音堂のコブシ
6	御室のサクラ



雲昌寺の大ケヤキ

・集落景観：既往検討にて整理された、養蚕農家が多く残る地区



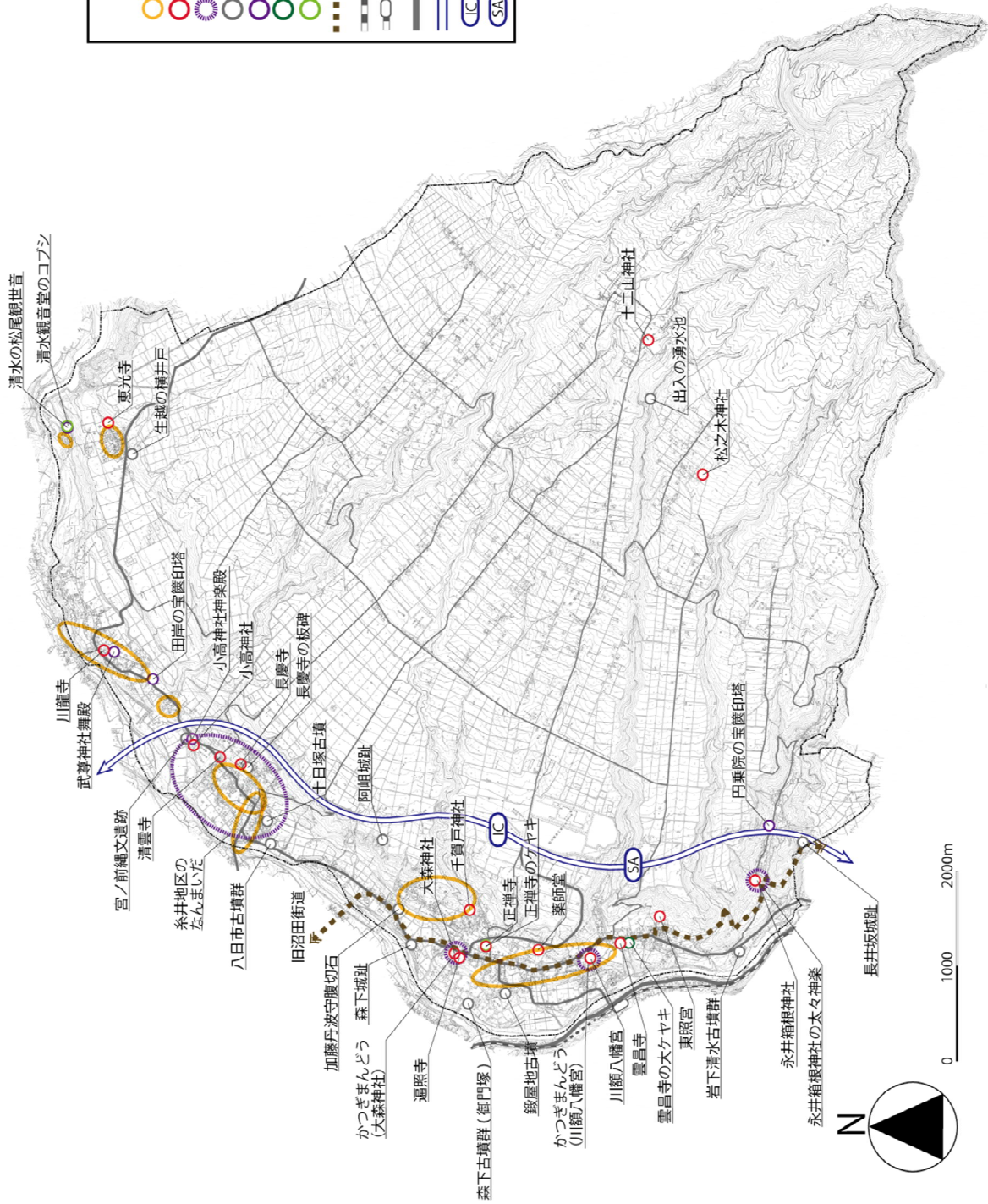
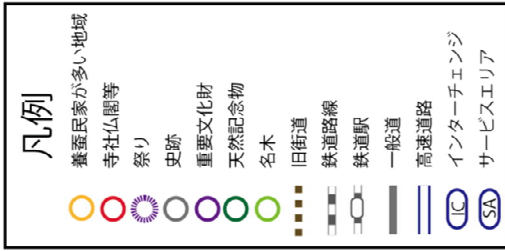
養蚕民家



集落の様子



# 【歴史系景観資源図】



(3) 社会生活系景観資源

- ・沿道景観：群馬県景観形成基本計画に記載のある路線、昭和村第4次総合計画に記載のある主要な道路

主要交通網 一覧		
No.	種別	名称
1	高速道路	関越自動車道
2	サービスエリア	赤城高原サービスエリア
3	県道	県道 65 号昭和インター線
4	県道	県道 251 号沼田赤城線
5	県道	県道 255 号下久屋渋川線
6	村道	永井桜線
7	村道	桂坂坂戸線
8	村道	永井中野線(大規模農道)
9	村道	大坂中野線
10	村道	古宮追分線
11	村道	森下赤城原線
12	村道	利根沼田望郷ライン



県道 255 号下久屋渋川線



利根沼田望郷ライン



関越自動車道



関越自動車道

・公共施設・各種施設：公共施設、研修施設等

No.	公共施設名	No.	公共施設名
1	昭和村役場	11	昭和村保健センター
2	昭和村立昭和中学校	12	昭和村社会体育館
3	昭和村立第一保育園	13	昭和村多目的屋内運動場
4	昭和村立第二保育園	14	昭和村総合運動公園
5	昭和村学校給食センター	15	昭和青少年広場
6	昭和村立東小学校	16	ふれあいグリーンパーク
7	昭和村立南小学校	17	昭和村総合福祉センター
8	昭和村立大河原小学校	18	昭和村ふれあい館
9	昭和村地域活性化センター	19	昭和村文化財収蔵庫
10	昭和村公民館	20	横浜市少年自然の家 赤城林間学園



昭和村役場



昭和村立昭和中学校



ふれあいグリーンパーク



昭和村総合運動公園



昭和村総合福祉センター



昭和村多目的屋内運動場



- ・レジャー施設：観光農場等

レジャー施設 一覧表	
No.	名称
1	昭和の森山荘
2	昭和の森ゴルフクラブ
3	奥利根ワイナリー
4	あぐリーむ昭和(道の駅)
5	千年の森 スポーツセンター
6	リンゴ狩り(各所)
7	さくらんぼ狩り(各所)
8	ブルーベリー(各所)
9	ぶどう直売所(各所)
10	シクラメン・トルコギク(各所)
11	結婚の森



千年の森



あぐリーむ昭和



りんご園



結婚の森

・農村景観：農業振興地域・農用地区域



こんにゃく芋畑



農地

・集落景観：一般的な住宅の区域



集落



集落を通る道路

・関屋工業団地



関屋工業団地



関屋工業団地





(4) 心象系景観資源

・村民アンケート調査【問06】の結果を整理して抽出

(質問：あなたが「未来に残したい風景」や「好きな景観」はどこだとお考えですか。)

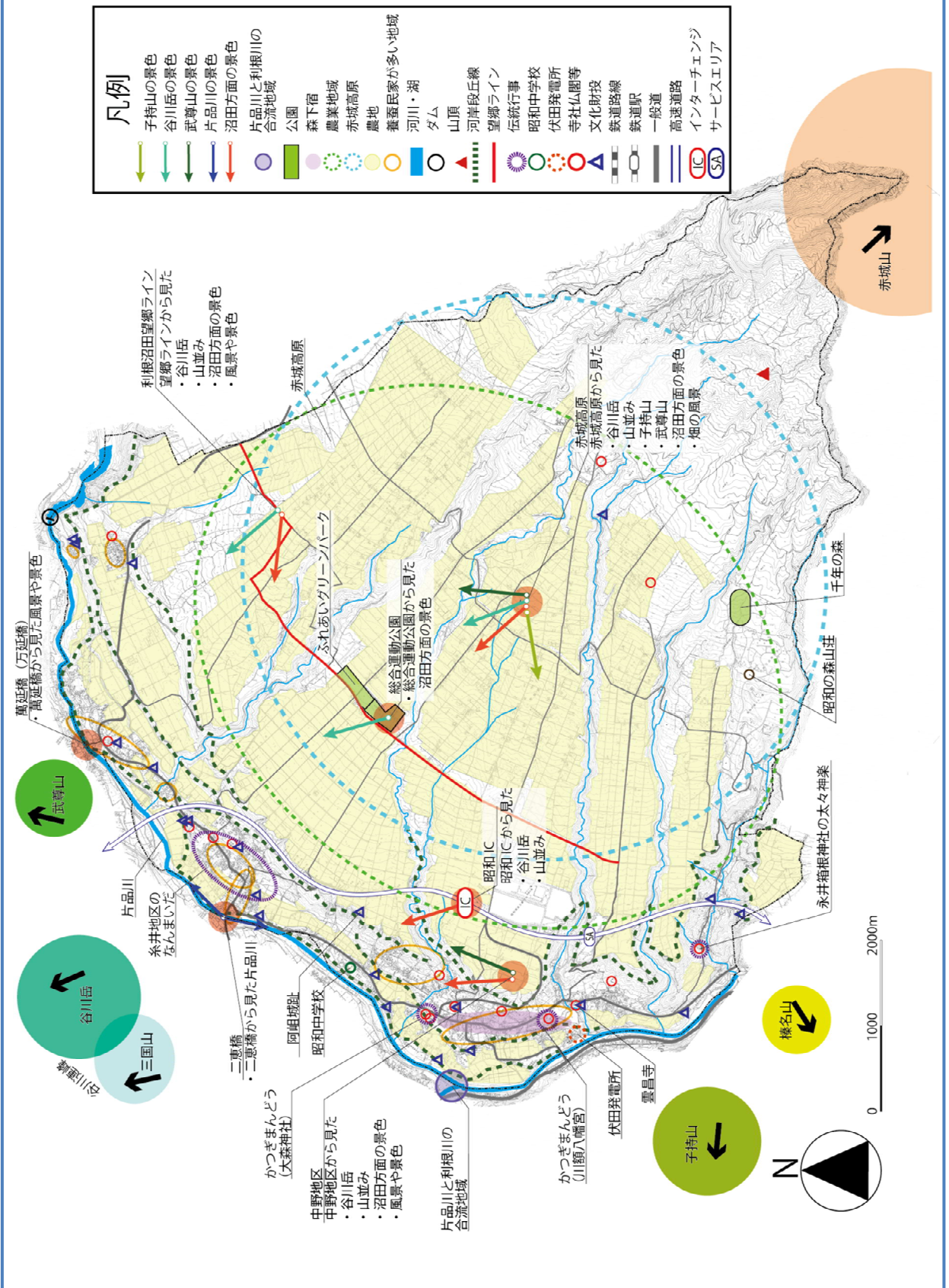
表 問06結果(再掲)

回答数：687

場所や景観・風景	件数	〇〇から見た場所や景観・風景	件数
畑の風景	74	谷川岳	41
自然	48	・赤城原から見た谷川岳	7
赤城高原	33	・望郷ラインから見た谷川岳	6
山並みと畑の風景	28	・赤城高原から見た谷川岳	5
片品川	22	・昭和インターから見た谷川岳	3
河岸段丘	22	・中野地区から見た谷川岳	3
山並み	21	山並み	35
赤城原	19	・赤城高原から見た山並み	9
農村の風景	15	・望郷ラインから見た山並み	7
望郷ライン	13	・赤城原から見た山並み	5
昭和村総合運動公園	12	・昭和インターから見た山並み	3
道の駅周辺	10	子持山	30
子持山	10	・赤城原から見た子持山	4
昭和インター	8	・赤城高原から見た子持山	3
神社、お寺	8	武尊山	26
養蚕民家	6	・赤城高原から見た武尊山	5
赤城山	5	・赤城原から見た武尊山	3
伝統行事	5	・中野地区から見た武尊山	3
沿道の景色	4	沼田方面	26
昭和の森山荘	4	・赤城原から見た沼田方面	7
雲昌寺	4	・望郷ラインから見た沼田方面	7
文化財等	4	・昭和村総合運動公園から見た沼田方面	3
片品川と利根川が合流地域	4	風景・景色	19
千年の森	3	・万延橋から見た風景・景色	5
阿嵜城跡	3	・望郷ラインから見た風景・景色	3
昭和中学校付近	3	山並みと畑の風景	9
谷川岳	3	・赤城高原から見た山並みと畑の風景	3
町並み	3	片品川	8
万延橋	2	・二恵橋から見た片品川	6
道祖神	2	赤城山	7
ふれあいグリーンパーク	2	畑の風景	6
今の風景	2	三国山脈	5
森下宿	2	河岸段丘	4
阿嵜岩	2	榛名山	3
伏田発電所	2	夜景	3



# 【心象系景観資源図】



### 3. 景観特性と景観形成の課題の整理

抽出した景観資源等をその広がりや形態で、点・線・面的なものとしてそれぞれ類型化し、景観特性を把握する。景観特性を把握した上で、本村における景観の構造を、景観構造図としてとりまとめ、景観形成の方針に対する課題を整理する。

表 各景観要素の類型別一覧

	点的要素	線的要素	面的要素
自然系景観要素		河岸段丘（崖線） 水辺景観（河川）	地形（村外の山並） 森林
歴史文化系景観要素	寺社 文化財・史跡 祭事 重要樹木		集落景観（養蚕民家）
社会生活系景観要素	公共施設 ・各種施設 レジャー施設	主要な道路	農村景観（畑） 集落景観（一般の住まいの風景） 関屋工業団地

#### (1) 景観資源の類型別の特性

類型化した各景観要素について、その景観特性を以下のようにとりまとめる。

	要素類型	景観特性
自然系景観資源	線的要素	<p><b>【河岸段丘】</b> 段丘の西側（下側）の集落地等からは、河岸段丘の崖線や斜面緑地を臨むことができる。</p> <p><b>【水辺景観（河川）】</b> 片品川・利根川など関東を代表する河川が流れているほか、河岸段丘には沢などが流れているが、赤城高原・集落地とも、水辺を見通せる場所は限られている。しかし、一部に自動車等を野積みしている箇所があり、景観を阻害している状況である。</p> <p>赤城高原を流れる沢については深い溪谷状になっている他、周囲を森林に覆われている。また、集落地についても建物や森林によって遮られている。</p> <p>また、ダム湖の水質悪化による景観上の影響が認められる他、河川景観の向上を挙げる意見が比較的多い。</p>
	面的要素	<p><b>【地形（村外の山並）】</b> 本村は、赤城山をはじめ、周辺を北に谷川岳・三国山・武尊山・</p>



		<p>雨乞山、西に子持山・榛名山に囲まれ、特に開けた段丘からはほぼ周囲の全て山々が見渡せる地形条件にある。また、集落地からも建築物等による遮蔽がない場所からも、山々が臨める地形となっている。</p> <p>一方で、斜面には高圧線と鉄塔の散在も認められる。</p> <p><b>【森林】</b></p> <p>赤城高原の南東部の赤城山方面と、高原を流れる沢に沿うように段丘の斜面緑地まで続いて分布している。高原上では、遠景の山々は見通せるが、沢に沿う森林によって、農場等の風景は段丘の斜面方向にのみ見通せる、特徴的な景観を形成している。</p>
歴史系景観資源	点的要素	<p><b>【寺社】</b></p> <p>集落地を通る国道 17 号沿道付近には、歴史ある寺社が点在しており、特徴的な参道をまたぐ神楽殿なども保存されている。</p> <p><b>【文化財・史跡】</b></p> <p>集落地を通る国道 17 号沿道付近には、寺社と併せて、古墳群や城址等が点在している。また、それらを示す石碑等も残されている。</p> <p><b>【祭事】</b></p> <p>集落地では、歴史ある祭りの習慣が残っており、現在も長井箱根神社などで実施されている。</p> <p><b>【重要樹木】</b></p> <p>村では、歴史的価値等がある数カ所の樹木を名木指定している。雲昌寺の大ケヤキなど、風格のある樹木が挙げられる。</p>
	面的要素	<p><b>【集落景観（養蚕民家）】</b></p> <p>集落地には養蚕業が盛んであったころに建てられた養蚕民家が点在しており、特に糸井では集積して立地している。これらの民家では、健全な形で残っているものも多くあるが、老朽化や新規住宅への建替え等が進みつつある。</p>
社会生活系景観資源	点的要素	<p><b>【公共施設・各種施設】</b></p> <p>研修施設等は段丘上の緑地等に立地しているものもありは観光利用もされている他、昭和村総合公園やふれあいグリーンパークなど大規模な公園も整備されており、緑と調和した景観を形成している。集落地には、各種公共施設が立地しており、中には比較的古いものも含まれている。</p> <p><b>【レジャー施設】</b></p> <p>本村には、ほぼ全域に観光農園が点在している。また道の駅あ</p>

源	<p>ぐりーむ昭和は昭和インターにほど近く、村の顔となる施設である。</p> <p>また、千年の森などのスポーツ施設や、昭和の森ゴルフクラブなどは、整備されたグラウンドやコースが特徴的な風景となっている。オリ根ワイナリー周辺は、葡萄畑が広がるなど、こちらも特徴的な景観要素として挙げることができる。村民の結婚記念に桜の植樹等を行う結婚の森は、コスモス等の花も見ることができ、季節によりその景色が変化する上、沼田方面の眺望も優れている。</p>
線的要素	<p><b>【主要な道路】</b></p> <p>(集落地の道路)</p> <p>集落地を走る県道 255 号下久屋渋川線等からは、河岸段丘の斜面緑地が臨める他、集落や沿道の寺社等の集落景観を見ることができる。一方で、沿道の看板等の景観に影響するものも散見される。</p> <p>(赤城高原の道路)</p> <p>赤城原に広がる農地には、群馬県景観形成基本指針に位置付けられる利根沼田望郷ラインが通っており、沿道からは良好な農村風景を臨むことができる他、永井中野線（大規模農道）沿線の高原中央部付近は第 4 次総合計画でビューポイントに位置づけられている。また、赤城山まで続く上毛三山パノラマ街道、段丘の上下を結ぶ村内の主要道路については景観上重要な路線であるといえる。</p> <p>一方で、自動車の野積みや沿道の墓地なども見受けられる。</p> <p>(関越自動車道)</p> <p>関越自動車道からは、周辺の間々や赤城高原の農村景観を臨むことができる他、赤城高原サービスエリアからはそれらを落ち着いて眺めることができる。</p> <p>また、永井川橋や片品川橋等の大規模な構造物も景観を形づくる要素として挙げられる。</p>
面的要素	<p><b>【農村景観（畑）】</b></p> <p>赤城原上のなだらかな丘陵地には、広大な畑地が広がり、「日本で最も美しい村連合」にも評価されている点となっている。特に、赤城高原の東部に広がる農地は、眺望を含め優れた景観を形成している。</p> <p>一方で、自動車等の野積みや墓地等への転用、耕作放棄地や、耕作品種のばらつきによる景観影響が挙げられる。</p>

	<p><b>【集落景観（一般の住まいの風景）】</b></p> <p>県道沿道や合併前の各集落を単位に集落が形成されており、新旧様々な住宅が地形に沿って立地している。比較的に広い敷地を持った住宅が多く、母屋以外にも倉庫等を持っている場合も多い。沿道以外は商業系の利用も少なく、ほとんどが住宅等で構成されている。</p> <p><b>【関屋工業団地】</b></p> <p>周囲の農地とはまったく異なった景観を形成しているが、建築物等の色使いや高さには周囲の環境への配慮が見られる。</p>
--	--

## (2) 景観構造の整理

本村における景観を構成する要素を以下の項目で再度捉え、村全体の景観構造を整理する。

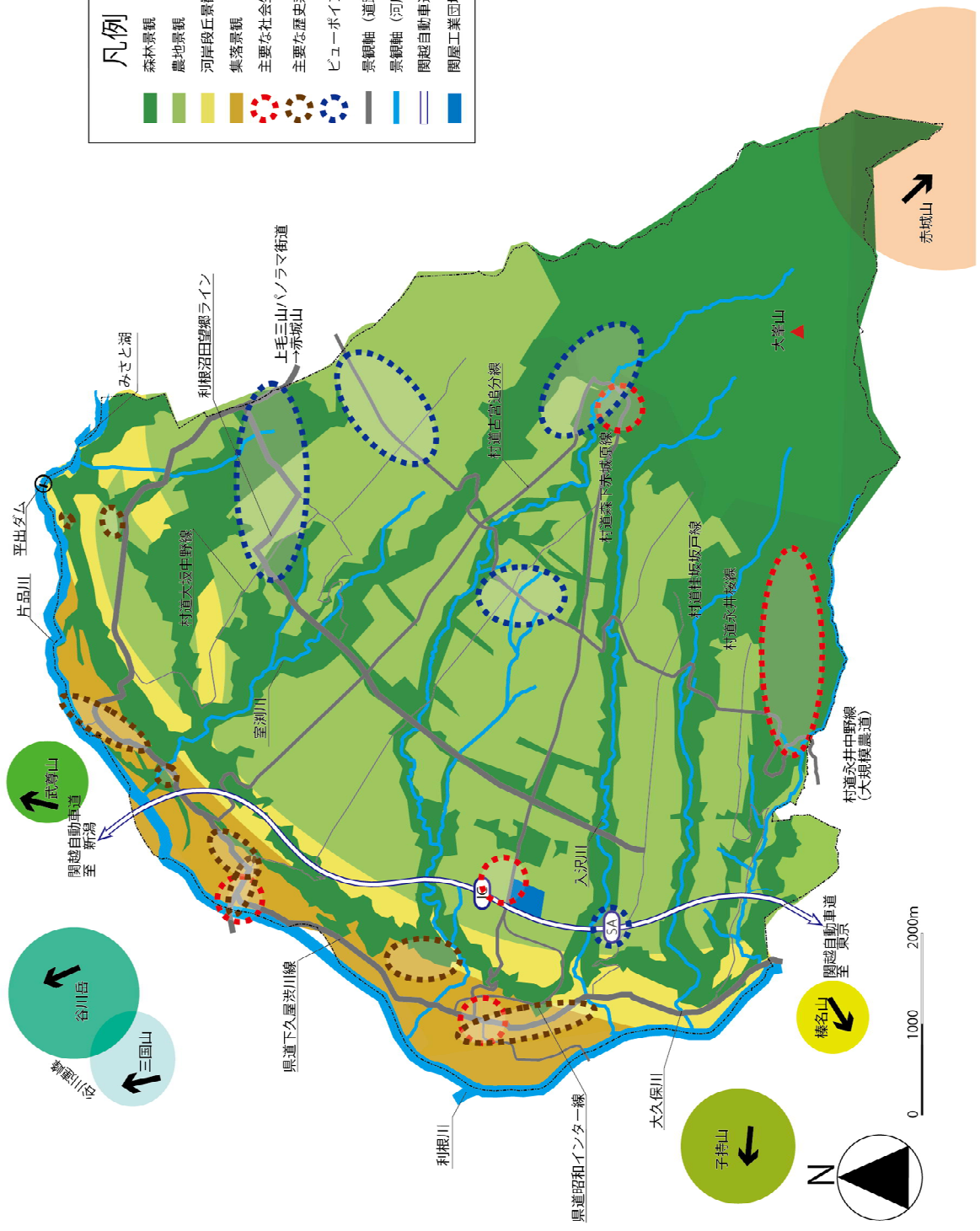
表 景観構造を構成する項目

景観構造	概要	景観要素
森林景観	山林・遠方に見える山並等	【地形（村外の山並）】 【森林】
農地景観	村内の畑等	【農村景観（畑）】
河岸段丘景観	斜面緑地、段丘の地形等	【河岸段丘】
集落景観	一般的な集落の風景等	【集落景観（一般の住まいの風景）】
社会生活系景観	公共施設やレジャー施設等の施設景観	【公共施設・各種施設】 【レジャー施設】
歴史系景観	養蚕民家や寺社・史跡・重要樹木等の景観	【寺社】、【文化財・史跡】、 【祭事】、【重要樹木】、 【集落景観（養蚕民家）】
ビューポイント	眺望に優れた場所等	
景観軸（道路）	村内の主要な道路と沿道景観	【主要な道路】
景観軸（河川）	村内を流れる河川等	【水辺景観（河川）】
関越自動車道	関越自動車道	【主要な道路】に含まれる
関屋工業団地	関屋工業団地の景観	【関屋工業団地】

# 【景観構造図】

**凡例**

	森林景観
	農地景観
	河岸段丘景観
	集落景観
	主要な社会生活系景観
	主要な歴史系景観
	ビューポイント
	景観軸 (道路)
	景観軸 (河川)
	関越自動車道
	関屋工業団地



### (3) 景観形成に向けた類型別の課題

上位関連計画に位置づけた景観形成に向けて、景観構造における各要素別の課題を下記にとりまとめる。

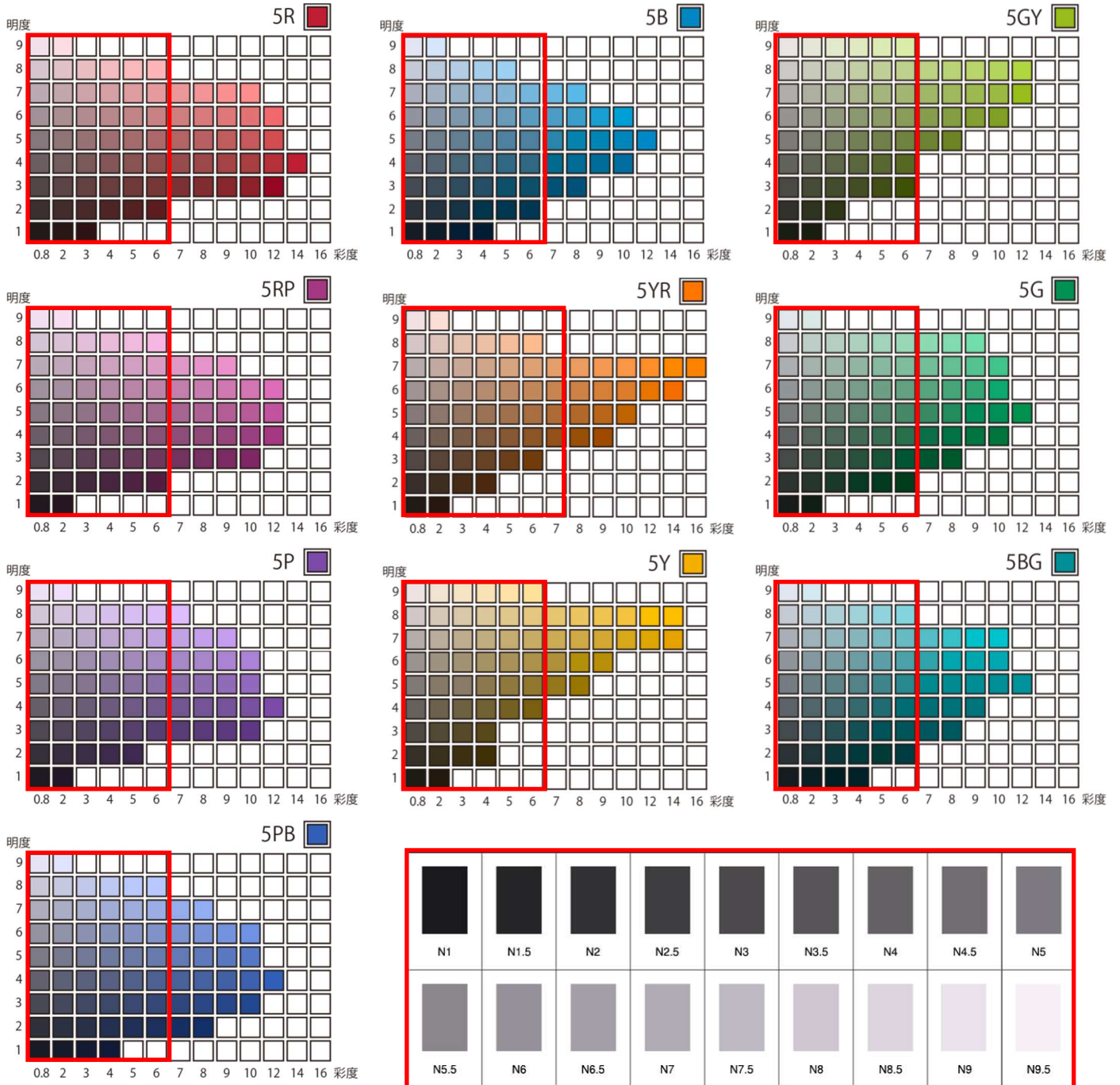
景観構造	要素類型	景観形成に向けた課題
森林景観	面的要素	<b>【地形（村外の山並）】</b> 村内からの良好な眺望を確保・創出するため、山々を臨めるビューポイント等からの眺望を阻害する建築・工作物等の立地の抑制等が課題。 <b>【森林】</b> 森林の維持・保全、ゴミ等の不法投棄の抑制が課題。
農地景観	面的要素	<b>【農村景観（畑）】</b> 魅力のある農村づくりに向け、現在の耕作状況を維持しながら、景観を阻害する要素の排除、作付品種の統一等による景観向上、ゴミ等の不法投棄の抑制、ビューポイントの整備等が課題。
河岸段丘景観	線的要素	<b>【河岸段丘】</b> 斜面緑地の維持・保全と集落地から河岸段丘の景観を阻害する建築・工作物等の立地の抑制等が課題。
集落景観	面的要素	<b>【集落景観（一般の住まいの風景）】</b> 良好な集落景観の創造に向けて、周囲の景観と調和した家づくりの促進による家並み景観の保全・創造、屋外広告物の改善等が課題。
社会生活系景観拠点	点的要素	<b>【公共施設・各種施設】</b> 機能の充実と、老朽建物については周囲の景観に配慮した更新の検討が課題。 <b>【レジャー施設】</b> レジャー施設は一つ一つが広範にわたって広がっていることから、周囲の景観に配慮した施設の適切な維持・管理、観光資源としての魅力の向上が課題。

歴史系景観拠点	点的要素	<p><b>【寺社】</b> 歴史ある寺社建築物の維持・保全が課題。</p> <p><b>【文化財・史跡】</b> 歴史や史跡等の維持・保全が課題。</p> <p><b>【祭事】</b> 寺社等を中心とした文化の維持・継承が課題。</p> <p><b>【重要樹木】</b> 名木の維持・保全が課題。</p>
	面的要素	<p><b>【集落景観（養蚕民家）】</b> 養蚕民家の維持・保全とそれを支える仕組みの構築が課題。</p>
景観軸（道路）	線的要素	<p><b>【主要な道路】</b> (集落地の道路) 道路の適切な維持・管理と、更新に際しては周囲の景観に配慮した工法の検討などが必要となる。また、道路に付帯する施設についても周囲の景観への配慮、沿道花壇の整備推進等が課題。</p> <p>(赤城高原の道路) 周囲の農地景観や山並みに臨むことができるビューポイントとなることから、道路の適切な維持・管理と、更新に際しては周囲の景観に配慮した工法の検討などが必要となる。また、道路に付帯する施設についても周囲の景観への配慮、沿道花壇の整備推進等が課題。</p>
景観軸（河川）	線的要素	<p><b>【水辺景観（河川）】</b> 水辺を臨める視点場の形成と、水質向上・多自然工法の採用等による親水性の向上、ゴミ等の不法投棄の抑制等が課題。</p>
関屋工業団地	面的要素	<p><b>【関屋工業団地】</b> 周囲の景観へ配慮した建築物等の維持・管理・運用が求められる。また、施設の更新や、新規建設に際しては、周囲の景観に配慮し、その形状等を検討することが課題。</p>



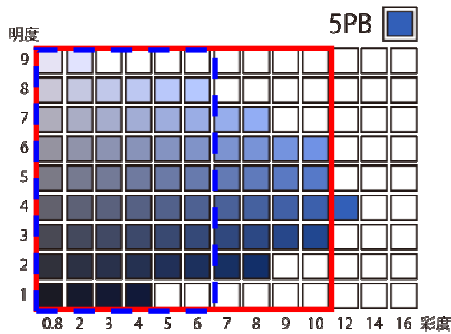
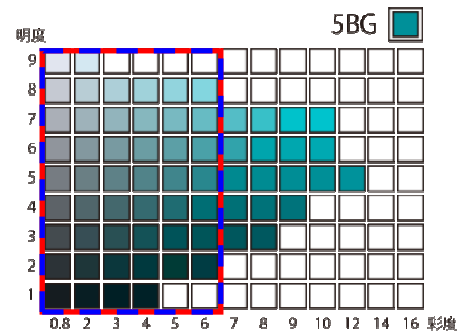
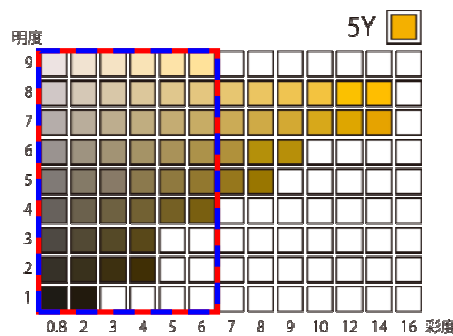
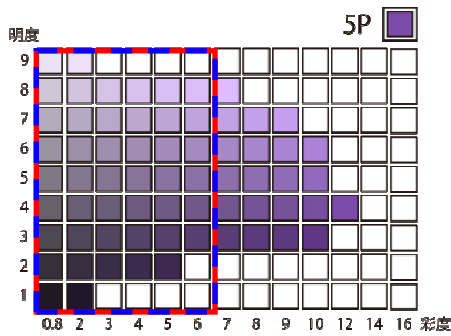
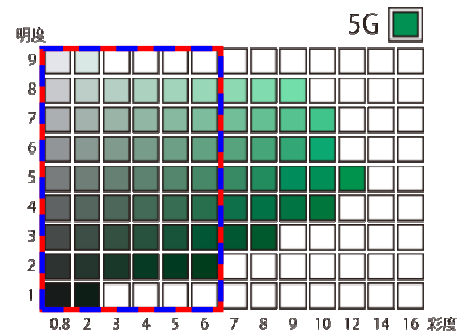
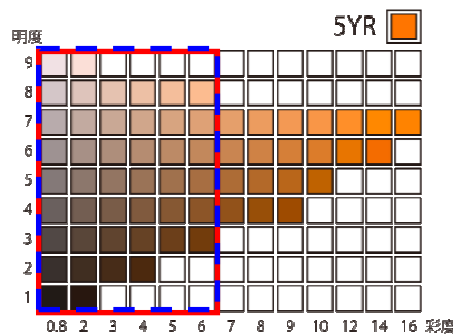
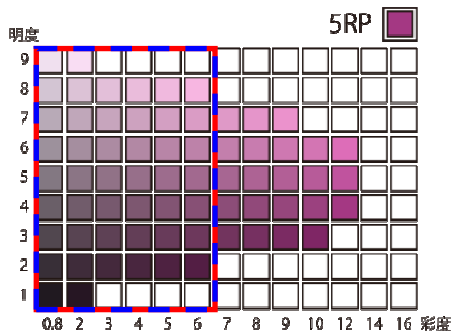
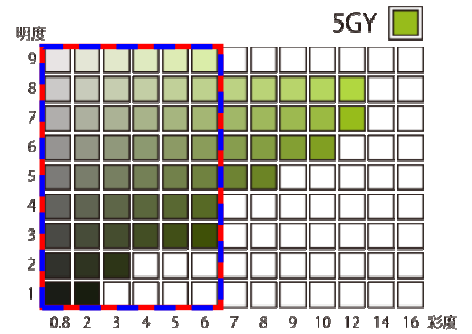
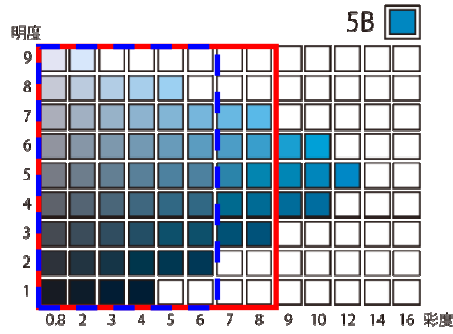
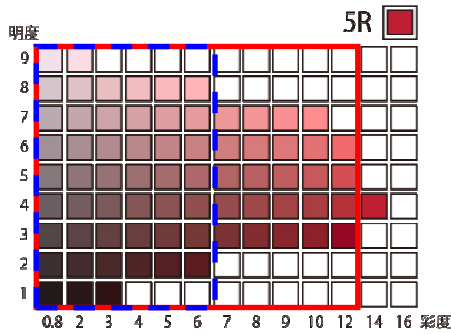
## 参考4 景観形成基準の色彩基準

### ■色彩基準（外壁）



赤枠内が使用可能な色の案

## ■色彩基準（屋根）



N1	N1.5	N2	N2.5	N3	N3.5	N4	N4.5	N5
N5.5	N6	N6.5	N7	N7.5	N8	N8.5	N9	N9.5

赤枠内が使用可能な色の案

青点線枠内が使用可能な色の案  
（大規模な建築物等）

## 参考5 昭和村景観計画（素案）検討体制

### 1. 昭和村景観計画（素案）検討体制

昭和村景観計画素案は、庁内関係課長らからなる昭和村景観計画策定委員会において庁内調整を行った内容をもとに、学識経験者や村長・地元関係者や公募村民らからなる昭和村景観計画策定審議会において意見交換を行って策定した。

表 昭和村景観計画（素案）検討経緯

日程	会議名等	対象	内容
平成24年 12月3日	第1回景観計画 策定委員会	委員会委員	村の現況調査 村民アンケート調査 景観資源調査 景観計画区域の検討
12月21日	第1回景観計画 策定審議会	審議会委員	村の現況調査 村民アンケート調査 景観資源調査 景観計画区域の検討
平成25年 2月13日	第2回景観計画 策定審議会	審議会委員	景観形成に関する方針について
5月28日	第3回景観計画 策定審議会 第2回景観計画 策定委員会	審議会委員 委員会委員	平成24年度検討結果 投稿写真の紹介（景観写真の公募）
8月30日	第3回景観計画 策定委員会	委員会委員	景観形成に関する方針について 届出対象行為・景観形成基準について
9月30日	第4回景観計画 策定委員会	委員会委員	届出対象行為・景観形成基準について
10月22日	第4回景観計画 策定審議会	審議会委員	景観形成に関する方針について 届出対象行為・景観形成基準について
平成26年 1月22日	第5回景観計画 策定委員会	委員会委員	景観諸制度について 景観計画の実現に向けて
2月13日	第5回景観計画 策定審議会	審議会委員	景観諸制度について 景観計画の実現に向けて
6月23日～ 7月23日	パブリックコメ ント	村民 企業等	景観計画（素案）に対する意見公募
7月29日	第6回景観計画 策定委員会	委員会委員	パブリックコメント結果について 景観計画（素案）について
8月11日	第6回景観計画 策定審議会	審議会委員	パブリックコメント結果について 景観計画（素案）について

## 2. 昭和村景観計画策定審議会概要

### 昭和村景観計画策定審議会設置要綱

(設置)

第1条 昭和村の景観計画・条例(案)の策定に関し、その計画原案の策定及び調整のため、昭和村景観計画策定審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画原案の策定及び調整に関すること。
- (2) その他計画原案の策定に必要な事項に関すること。

2 審議会は前項各号に規定する計画原案の策定及び調査検討が終了したときは、村長に報告するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、20人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから村長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体代表者
- (4) 一般村民等
- (5) その他村長が適当と認める者

2 審議会に村長が選任したオブザーバーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、計画・条例(案)の策定が完了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長1人及び副会長2人を置き、委員のうちから村長が指名する者をもって充てる。

2 会長は、審議会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

1 この告示は、平成24年12月6日から施行する。

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行後初めて開かれる会議については、村長が招集する。

表 平成 24 年度昭和村景観計画策定審議会 名簿

NO.	職 名	氏 名	備 考
1	会 長	福井 隆	東京農工大学客員教授
2	副 会 長	佐藤 直紀	群馬県景観審議会委員
3	副 会 長	横坂 先夫	総務民生常任委員長
4		治田 貞賢	商工会長
5		林 祐司	農業委員会長
6		廣田 きぬえ	婦人会長
7		真下 民衛	区長会長
8		堀 達也	村づくり協力委員会長
9		角田 勝美	ボランティアガイドの会会長
10		今橋 憲雄	NPO 法人清流の会理事長
11		星野 高章	三代目代表
12		角田 侃男	一般公募
13		大友 節子	〃
14		山口 直巳	〃
15		林 栄一	村景観計画策定委員会長
16		小林 勝典	〃 副会長

表 平成 25 年度昭和村景観計画策定審議会 名簿

NO.	職 名	氏 名	備 考
1	会 長	福井 隆	東京農工大学客員教授
2	副 会 長	佐藤 直紀	群馬県景観審議会委員
3	副 会 長	横坂 先夫	総務民生常任委員長
4		治田 貞賢	商工会長
5		林 祐司	農業委員会長
6		倉澤 恵子	婦人会長
7		根岸 満雄	区長会長
8		星野 昌司	村づくり協力委員会長
9		角田 勝美	ボランティアガイドの会会長
10		今橋 憲雄	NPO 法人清流の会理事長
11		星野 高章	三代目代表
12		角田 侃男	一般公募
13		大友 節子	〃
14		山口 直巳	〃
15		小林 勝典	村景観計画策定委員会長
16		綿貫 猛	〃 副会長

### 3. 昭和村景観計画策定委員会概要

#### 昭和村景観計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 昭和村の景観計画（景観法）の策定に関し必要な事項の検討及び調整のため、昭和村景観計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 昭和村景観計画策定に伴う事前調査、検討及び調整に関すること。
- (2) 昭和村景観計画策定審議会が策定する計画原案（以下「計画原案」という。）の検討及び庁内調整に関すること。
- (3) 計画原案の検討に伴い必要となる昭和村景観条例の検討に関すること。
- (4) その他計画原案の検討及び庁内調整に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の構成は、総務課・企画課・産業課・建設課・教育委員会事務局の係長以上とする。

- 2 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを選出する。
- 3 会長は、会議を総括し、会議の議長を務める。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 会長、副会長及び委員の任期は、計画の策定が完了するまでとする。
- 6 会議は、会長が必要に応じて招集する。
- 7 委員会に村長が選任したオブザーバーを置くことができる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、企画課が処理する。

(その他)

第5条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成24年12月 3日から施行する。



表 平成 24 年度昭和村景観計画策定委員会 名簿

NO.	職 名	氏 名	備 考
1	課 長	林 栄一	総務課
2	参 事	関上 隆宏	〃
3	係 長	小野 妙子	〃
4	係 長	加藤 繁範	〃
5	係 長	真下 伸夫	〃
6	課 長	小林 勝典	産業課
7	課長補佐	林 孝志	〃
8	課長補佐	島田 宏充	〃
9	課 長	橋 徳男	建設課
10	課長補佐	澤浦 正	〃
11	課長補佐	高橋 昭仁	〃
12	係 長	諸田 光明	〃
13	局 長	藤井 健一	教育委員会事務局
14	課長補佐	堤 重典	〃
15	課長補佐	中島 伸枝	〃

表 平成 25 年度昭和村景観計画策定委員会 名簿

NO.	職 名	氏 名	備 考
1	課 長	小林 勝典	総務課
2	係 長	加藤 繁範	〃
3	係 長	真下 伸夫	〃
4	係 長	鈴木 嘉代子	〃
5	課 長	綿貫 猛	産業課
6	課長補佐	林 孝志	〃
7	課長補佐	島田 宏充	〃
8	課 長	関上 隆宏	建設課
9	課長補佐	澤浦 正	〃
10	課長補佐	高橋 昭仁	〃
11	係 長	諸田 光明	〃
12	係 長	角田 泰弘	〃
13	局 長	堤 重典	教育委員会事務局
14	課長補佐	川端 宏行	〃
15	課長補佐	中島 伸枝	〃
16	係 長	諸田 恵一	〃